

第2期

群馬県特別支援教育推進計画

平成30年2月
群馬県教育委員会

第2期群馬県特別支援教育推進計画

I 第2期群馬県特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1	第2期群馬県特別支援教育推進計画策定の背景	1
2	第1期計画における取組状況と主な成果	2
3	計画の性格	4
4	計画の理念及び基本目標	6
5	計画の実施	11

II 特別支援学校における教育の充実

1	一人一人の教育的ニーズに応える教育内容の充実	19
2	交流及び共同学習の推進	22
3	キャリア教育の推進	24
4	進路指導の充実	24
5	健康教育の推進	26

III 小・中学校における特別支援教育の取組促進

<小・中学校における特別支援教育の体制整備状況>		31
1	通常の学級における特別支援教育の推進	32
2	「通級による指導」における教育の充実	35
3	特別支援学級における教育の充実	38

IV 高等学校等における特別支援教育の取組促進

1	一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実	45
2	特別な学習環境への対応	48
3	特別支援学校や小・中学校の特別支援学級との交流及び共同学習の推進	49
4	キャリア教育の推進	49
5	健康教育の推進	51

V 就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備

1	就学前からの相談・支援体制の整備	55
2	幼稚園等における特別支援教育の推進	57
3	卒業後の支援体制の整備	58

VI 専門性の高い人材の育成

1	特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成	61
---	------------------------	----

VII 特別支援学校の配置及び整備

<第1期計画の推進期間における取組み>		65
1	未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備	65
2	市立特別支援学校の県立移管	68
3	特別支援学校の再編等	70

VIII 特別支援教育の理解啓発

1	障害のある子ども等の自立・社会参加に係る理解啓発	75
---	--------------------------	----

資料		81
-----------	--	----

I 第2期群馬県特別支援教育推進計画の 基本的な考え方

1 第2期群馬県特別支援教育推進計画策定の背景

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換¹¹⁾が図られ、県教育委員会としては、特別支援教育の基本的な計画¹²⁾として、平成20年3月に「群馬県特別支援教育推進方針」を策定し、平成25年3月に本方針が終期を迎えたところで「群馬県特別支援教育推進計画（以下「第1期計画」という。）」を策定しました。

そして、我が国においては、平成26年1月の障害者権利条約¹³⁾の批准に先立ち、障害者基本法の改正¹⁴⁾をはじめ、障害者差別解消法¹⁵⁾の制定や障害者雇用促進法の改正¹⁶⁾など、障害に基づくあらゆる障害者への差別を禁止するための国内法の整備が進められ、障害者や群馬県を取り巻く状況は大きく変わってきています。

特に、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進み、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会が、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を示し、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしました。

さらに、この報告等を踏まえて、平成25年9月、学校教育法施行令の一部が改正され、障害のある幼児児童生徒の就学先決定について、市町村教育委員会が、幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変わりました。県教育委員会としては、上述の学校教育法施行令の改正以前から、市町村教育委員会における就学相談において、本人及び保護者との合意形成を図りながら、一人一人の障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう支援するとともに、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校等において個に応じた指導・支援の充実をするなどして、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

平成28年5月には、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が改正¹⁷⁾され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児

童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

群馬県では、このような国の状況を踏まえつつ、平成30年度から平成32年度までを期間とする計画「バリアフリーぐんま障害者プラン7（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）¹⁸⁾」を平成29年度中に策定し、障害のある人のための施策の総合的な推進を図ることとしました。また、平成27年4月1日から施行した「群馬県手話言語条例¹⁹⁾」では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策について必要な事項を推進してきました。

ほかにも、障害のある幼児児童生徒の安全確保やいじめ・虐待等への対応、特別支援学校における防災教育の推進、公職選挙法の改正を踏まえた主権者教育の推進、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツや芸術文化への関心・意欲の高まりへの対応なども必要であると考えられます。

第2期群馬県特別支援教育推進計画（以下「第2期計画」という。）の策定以降も、引き続き社会状況の変化に的確に対応した教育を推進し、障害のある幼児児童生徒の生きる力を伸ばしていくことが求められています。

2 第1期計画における取組状況と主な成果

（1）第1期計画の取組状況と主な成果

平成25年3月に策定した第1期計画では、それぞれの学びの場における特別支援教育の充実を図ることを観点に、「Ⅱ 特別支援学校における教育の充実」、「Ⅲ 小中学校における特別支援教育の取組促進」、「Ⅳ 高等学校等における特別支援教育推進体制の整備」、幼稚園や保育所における特別支援教育の推進を含めた「Ⅴ 早期からの一貫した支援体制の整備」として整理しました。また、特別支援教育の充実に係る環境整備を観点に、「Ⅵ 専門性の高い人材の育成」、「Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備」、「Ⅷ 特別支援教育の理解啓発」として整理しました。主な取組としては以下のとおりです。

ア それぞれの学びの場における特別支援教育の充実

（ア）小・中学校、高等学校等サポート事業の充実

各特別支援学校に専門アドバイザーを配置し、県内を中部、西部、北部、東部の4つのエリアに区分して各エリアに担当する専門アドバイザーを決め、小・中学校等の支援を行っています。また、高等特別支援学校にも専門アドバイ

ザーを配置して県内全高等学校等を支援しています。

	平成24年度	平成28年度
相談件数	4,632件	10,204件

(イ) 特別支援学校医療的ケア支援事業の充実

たんの吸引や経管による栄養の注入等の医療的ケアを必要とする障害の重い子どもたちが、安心・安全に学ぶことができる学習環境を保障するため、訪問看護事業や医師派遣事業を行っています。

	平成24年度	平成28年度
対象校数	4校	9校
対象者(A)	64人	76人
派遣看護師数(B)	11人	19人
看護師1人あたりの対象者 (割合A/B)	5.8人	4.0人

(ウ) 就労自立推進事業の充実

高等部生徒の一般就労を拡大するため、「就労支援員」の配置、就業体験の充実、高等部(高等特別支援学校を含む。)の職業教育の充実を図っています。

	平成24年度	平成28年度
就労支援員数	4人	5人
一般就労率 (県立特別支援学校高等部)	36.2%	37.1%

イ 特別支援教育を充実することに係る環境整備

(ア) 未設置地域において特別支援学校(小学部、中学部)3校を開校

富岡甘楽地域	県立富岡特別支援学校 (富岡市立富岡中学校南校舎)	平成25年度開校
藤岡多野地域	県立藤岡特別支援学校 (藤岡市立東中学校隣接地)	平成26年度開校
吾妻地域	県立吾妻特別支援学校 (中之条町立中之条小学校敷地内)	平成27年度開校

(イ) 市立特別支援学校3校を県立へ移管

県立伊勢崎特別支援学校(伊勢崎市立伊勢崎養護学校)	平成25年度移管
県立館林特別支援学校(館林市立養護学校)	
県立桐生特別支援学校(桐生市立特別支援学校)	平成29年度移管

(2) 第1期計画の評価

ア 推進計画に係るアンケート調査の結果

第1期計画で掲げた「施策の方向」(75項目)に係る目標の達成状況について、幼稚園長、校長、PTA会長、市町村教育委員会担当課長等の253名を対象(回収率79.1%)に調査しました(調査の結果については、巻末資料『群馬県特別支援教育推進計画』に係るアンケート調査の結果について)を参照。)。調査項目(75項目)の内訳は、①「特別支援学校における教育の充実」(12項目)、②「小中学校における特別支援教育の取組促進」(12項目)、③「高等学校等における特別支援教育推進体制の整備」(11項目)、④「早期からの一貫した支援体制の整備」(7項目)、⑤「専門性の高い人材の育成」(7項目)、⑥「特別支援学校の配置及び整備」(20項目)、⑦「特別支援教育の理解啓発」(6項目)です。

これらの調査項目(75項目)に対する施策の達成状況について、「達成・進展している」と回答した割合が平均で52.9%でした。

イ 第2期計画への反映

こうした結果から、第2期計画の策定に当たっては、第1期計画で掲げてきた項目(75項目)について、それぞれの意図を継承しつつ、状況の変化と現状の課題に対応するよう、それぞれの「施策の方向」(71項目)に反映することとしました。

3 計画の性格

(1) 第2期計画策定の必要性

ア 特別支援教育の更なる充実

第1期計画に基づく施策の展開により、特別支援学校の整備や、指導内容の充実など、県の特別支援教育は着実に進展・充実してきました。一方で、職業教育や特別支援学校のセンター的機能の充実、教員の専門性向上など、特別支援教育の更なる充実に向けた取組をより一層計画的に推進する必要があります。

イ 障害者を取り巻く社会状況の変化に対応した特別支援教育の推進

障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

ウ 計画策定の必要性

こうした中、第1期計画は、平成29年度をもって計画期間を終えますが、今後

も、状況の変化に適切に対応した特別支援教育を推進する必要があります。先述した状況に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実を図るため、第1期計画に続く、第2期計画を策定し、障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、一人一人の能力と可能性を最大限伸長する特別支援教育を更に推進していきます。

(2) 策定の趣旨

本計画は、第1期計画の基本的な考え方を継承しつつ、さらに、社会状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、全県的な視点から総合的に特別支援教育を展望し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組について示す基本的な計画として策定します。

なお、本計画は「第15次群馬県総合計画『はばたけ群馬プランⅡ』¹¹⁰⁾」(平成28年3月、群馬県)及び「第2期群馬県教育振興基本計画」¹¹¹⁾(平成26年3月、群馬県)、「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」(平成28年3月、群馬県)¹¹²⁾を踏まえるとともに、「特別支援学校の整備に関する実施方針」¹¹³⁾(平成29年3月、群馬県教育委員会)を包含し、継承します。

(3) 計画の期間

平成30年度を初年度に、平成34年度末までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

(4) 策定の経緯

まず、これまでの第1期計画(平成25～29年度)に基づく諸施策の進捗状況を評価するために、平成29年6月、「群馬県特別支援教育推進計画に係るアンケート調査」を実施しました。また、第2期群馬県特別支援教育推進計画検討委員会¹¹⁴⁾(以下「検討委員会」という。)を設置し、第2期計画に係る検討を始めました。この検討委員会は、2回開催しました。

なお、検討委員会にはワーキンググループ¹¹⁵⁾を別に置き、検討事項に係る課題整理や第2期計画の素案作成等の会議を4回行いました。

平成29年12月には「県民意見提出制度による手続き(パブリックコメント)」を実施し、計画案を取りまとめました。そして、平成30年2月に開催した群馬県教育委員会会議において本計画を決定しました。

表 1

「会議の開催」

平成29年5月	第1回検討委員会	平成29年11月	ワーキンググループ会議④
7月	ワーキンググループ会議①	11月	第2回検討委員会
8月	ワーキンググループ会議②	12月	パブリックコメント
10月	ワーキンググループ会議③	平成30年2月	教育委員会会議

4 計画の理念及び基本目標

(1) 群馬県における特別支援教育の理念

第2期計画における特別支援教育の理念は、現行の第1期計画の理念を以下のとおり継承します。

特別支援教育を、障害のある幼児児童生徒（診断のあるなしにかかわらず。）に限らず、学習上、生活上に困難を抱えるすべての幼児児童生徒¹¹⁶⁾（以下「障害のある子ども等」という。）を対象に、県内すべての学校¹¹⁷⁾で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育としてとらえます。

この考え方に基づいて特別支援教育を推進することは、障害のある子ども等への教育にとどまらず、すべての幼児児童生徒の教育の充実につながっていくものと考えます。

この理念の実現に当たっては、第1に、障害のある子ども等の自立・社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・必要な支援を行っていきます。

第2に、一対一あるいは小集団による場面での指導・支援にとどまらない、学校における学習や生活のあらゆる場面で行う指導・支援を大切にしていきます。

第3に、子どもたちにとって分かりやすい授業を実施することや、安心・安全に生活できる環境を整備することを大事にしていきます。

こうした取組を通して、特別支援教育の充実を一層図りながら、特別支援教育の

理念が学校教育関係者をはじめとして県民全体に共有されるように努め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の形成を目指します。

(2) 計画の基本目標

ア 基本構成

国は、「障害者の権利に関する条約」第24条のインクルーシブ教育システムの構築を目指した取組を進めており、改正障害者基本法では、「年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない（第16条第1項）」としています。そのためには、障害のある子ども等の学びの場を一層充実させる努力が欠かせません。例えば、義務教育段階における学びの場には、通常の学級、通級による指導¹¹⁸⁾、特別支援学級¹¹⁹⁾、特別支援学校¹²⁰⁾があります。障害のある子ども等の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすため、それぞれの学びの場の充実を図っていく必要があります。

こうしたことを踏まえて、第2期計画においても、それぞれの学びの場における特別支援教育の充実を図ることを観点に、「Ⅱ 特別支援学校における教育の充実」、「Ⅲ 小・中学校における特別支援教育の取組促進」、「Ⅳ 高等学校等における特別支援教育の取組促進」、保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における特別支援教育の推進を含めた「Ⅴ 就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備」として整理しました。また、特別支援教育を充実することに係る環境整備を観点に、「Ⅵ 専門性の高い人材の育成」、「Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備」、「Ⅷ 特別支援教育の理解啓発」として整理しました。

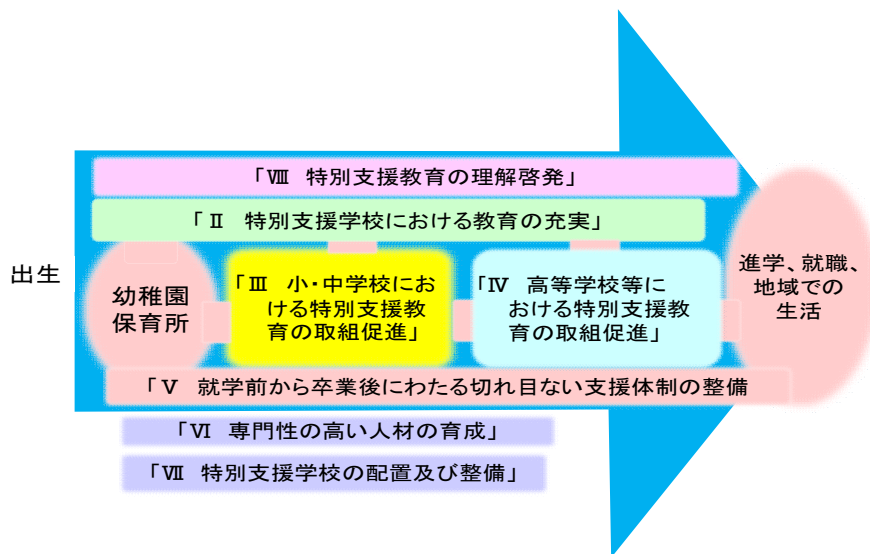


図 II～VIIIで示す各内容と各学校段階や各発達段階の関係

イ 基本目標

障害のある子ども等の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすためには、多様な学びの場の充実を図るとともに、指導の連続性や支援の継続性を確保する取組が重要です。そこで、保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）、小学校及び中学校（通常の学級、通級指導教室、特別支援学級を含む。）、高等学校（通級指導教室を含む。）等（以下「各学校」という。）及び特別支援学校のすべての教育活動を通じて、特別支援教育を推進する上で重要となる基本目標を、次のように定めました。

基本目標 1 多様な学びの場における充実した指導及び支援の実現

- 自立・社会参加に向けて、一人一人の多様な教育的ニーズや社会の変化に対応し、持てる力を最大限に伸ばせる教育環境の整備を推進していきます。
- 障害のある子ども等が、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、個別の教育支援計画¹²¹⁾と個別の指導計画¹²²⁾を活用して一人一人の持てる力を高める授業を推進していきます。

基本目標 2 各学校に対する充実した支援の実現

- 地域の各学校に通う障害のある子ども等に対する教科指導、生徒指導や学級経営等について、特別支援学校の助言などによる支援をより一

層充実するとともに、各学校における校内支援体制を充実します。

- 各学校における充実した校内支援体制を確保する上では、園長、校長等のリーダーシップが欠かせないことから、管理職等への研修や学校経営についての相談体制を充実させるとともに、各学校を支援する教育委員会の指導主事¹²³⁾等を対象とした研修を行い、学校を支援する体制の充実を図っていきます。

基本目標 3 発達段階や学校段階を通じた切れ目ない支援の実現

- 個別の教育支援計画の活用を通して、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども等に対する就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築を図っていきます。
- 早期からの教育相談や就労支援を行うなどの外部の専門家等の活用を図り、連携して、切れ目ない支援を行うための体制の充実を図っていきます。

基本目標 4 すべての教員の特別支援教育に関する専門性向上の実現

- すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識と技能を有することが求められていることから、研修による知識の習得と技能の向上を図っていきます。
- 専門性が高く、特別支援教育に対する意欲のある教員を確保し、障害のある子ども等の理解と必要な指導力の育成を図っていきます。

基本目標 5 共に生き、共に学ぶ環境の実現

- 学校における交流及び共同学習¹²⁴⁾の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指していきます。
- 共に生きる社会の実現を目指し、特別支援教育に対する理解啓発に努めていきます。

(3) 基本目標に係る目標値

基本目標	目標値		関連目標
1	○ 公立学校における障害のある子ども等への「個別の指導計画」の作成率 (作成校数/全校数*100)		2 ・ 5
	・ 幼稚園での作成率	H34年度 95% (H29年度90.3%)	
	・ 小学校での作成率	H34年度 100% (H29年度97.1%)	
	・ 中学校での作成率	H34年度 100% (H29年度96.9%)	
	・ 高校等での作成率	H34年度 80% (H29年度70.0%)	
2	○ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等に対する特別支援教育に関する相談支援		3
	新規相談	H34年度5,000件 (H28年度3,414件)	
	継続相談	H34年度6,000件 (H28年度10,037件)	
3	○ 公立学校における障害のある子ども等への「個別の教育支援計画」の作成率 (作成校数/全校数*100)		2 ・ 4
	・ 幼稚園での作成率	H34年度 60% (H29年度51.4%)	
	・ 小学校での作成率	H34年度 100% (H29年度84.7%)	
	・ 中学校での作成率	H34年度 100% (H29年度83.4%)	
	・ 高校等での作成率	H34年度 55% (H29年度31.4%)	
	○ 高等部生徒の就業体験受入可能な企業開拓	H34年度 400箇所 (H28年度347箇所)	
	○ 高等部卒業生の一般就労率	H34年度 40% (H28年度35.9%)	
○ 一般就労を希望(10/1時点)する高等部3年生徒の一般就労率	H34年度 90% (H28年度82.7%)		
4	○ 公立学校における教員の特別支援教育研修受講率(過去1回でも受講した回数/全教職員)		1 ・ 5
5	○ 特別支援学校(小・中学部)児童生徒の中で居住地校交流を行う児童生徒の実施率		3
	・ 小学部児童の中で居住地校交流の実施率	H34年度 30% (H28年度25.8%)	
	・ 中学部生徒の中で居住地校交流の実施率	H34年度 15% (H28年度12.6%)	
	○ 公立高校等における特別支援学校との学校間交流の実施率(実施校数/全校数*100)	H34年度 40% (H28年度32.9%)	

※ 目標値については、事業の経年管理を行い、適時適切に見直しを行うものとします。

※ 相談支援については、新規相談の増加を促進する目標としました。継続相談については、1ケースに対して、ある一定回数の相談支援で成果を出し、当該学校へ支援を引き継いでいくことを目標としました。

5 計画の実施

特別支援教育の充実を図っていくためには、県及び各市町村が一体となって取り組んでいくことが大切です。

県教育委員会はこれまでも、国の動向を踏まえて、各市町村との適切な役割分担の下で、特別支援教育の充実を図っており、今後とも、以下の考え方で本計画を実施していきます。

(1) 教育委員会、学校の役割

ア 教育委員会の役割

(ア) 県教育委員会

県教育委員会は、本計画に基づき、すべての公立学校における特別支援教育を充実していきます。特別支援教育を推進するための体制整備としては、特別支援学校のみならず、各学校を含めたすべての教員の専門性の向上が必要であるほか、就学前から卒業後までを見据えて、保健、医療、福祉、労働等の各関係機関との連携が重要となります。さらには、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会を実現するため、社会全体の理解促進をより一層図っていく必要があります。

こうした観点から、本計画に基づく取組を的確・迅速に進め、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

(イ) 各市町村教育委員会

市町村教育委員会は、本計画の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割を担っています。例えば、幼稚園等、小・中学校における発達障害等のある子ども等に特別な指導を行うために、適切な指導体制の確立や指導内容・方法の充実が必要となっています。

また、小・中学校の特別支援学級において、質の高い教育を実践していくためには、特別支援学級担任の専門性の向上が不可欠であり、特別支援教育担当指導主事等による学校への積極的な支援により、指導力の向上を図っていくことが求められます。

さらに、障害のある子ども等にとって、障害の状態等に即した最も適切な就学先を決定できるようにするためには、就学相談等の機能強化や保護者等への理解促進を更に推進する必要があります。加えて、小・中学校に就学した障害

のある児童生徒に適切な指導・支援を行うためには、合理的配慮¹²⁵⁾の適切な提供や、その基礎となる教育環境の充実を図ることが求められます。

こうした観点から、各市町村教育委員会においては、県教育委員会との連携の下、障害のある子ども等への支援体制の整備を図っていくことが望まれます。

イ 各学校の役割

(ア) 県立特別支援学校等

特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させることで、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を実現していくため、校長を中心として、すべての教員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。また、特別支援学校高等部における職業教育を一層充実させていくことや、複数の障害のある児童生徒への対応を充実させていくことが必要です。

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮という重要な役割を担っています。すべての学びの場における教育を充実させていくためには、特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、市町村教育委員会と連携しながら、地域の各学校における特別支援教育が充実していけるよう支援していくことが求められます。また、特別支援学校と小・中学校、高等学校等との間で、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶ場を多く創出していくことも必要です。

(イ) 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等

各学校は、障害のある子ども等が多数在籍している状況を踏まえて、障害に応じた適切な指導、必要な支援等の更なる充実を図ることが求められます。

個々の幼児児童生徒への指導・支援について、合理的配慮の適切な提供方法等と併せて、特別支援学校が担うセンター的機能を活用し、特別支援学校教員の助言・援助を受けつつ、自校の指導・支援の実践を重ねていくことが望まれます。

また、各学校と特別支援学校との学校間交流や、特別支援学級と通常の学級との間での児童生徒の交流をより深めていくとともに、保護者や地域の人々へ共生社会の形成に向けた理解促進を積極的に行っていくことが期待されます。

(2) 計画の実施

ア 時代の変化に対応できる柔軟な運用

特別支援教育の推進は、県内すべての子どもに対する教育の充実につながっていくとの考えから、県の果たすべき役割や施策の重要性が高まっています。

本県における特別支援教育の理念や基本目標を堅持しつつ、それらを実現するための施策や事業については、時代の変化に機敏に対応するため、不断の見直しを行いながら、柔軟に実施していく必要があります。

具体的には、関連する事業の見直しを含む進捗管理を行いながら、着実な実施を図っていきます。

イ 「群馬県特別支援教育総合推進事業運営会議」による検証と次年度以降への反映

毎年度、運営会議の開催により、基本目標に係る目標値の達成状況及び関係する主要事業の実績を検証していきます。

(ア) 専門部会による進捗管理

運営会議に専門の部会を設け、計画の進捗状況を取りまとめた結果について、専門性の高い意見交換を行うなどにより、評価・検証します。

(イ) 運営会議（全体会）による進捗管理

運営会議（全体会）により、計画全体の進捗状況を評価・検証するとともに、次年度以降の取組について取りまとめます。

(ウ) 結果の公表

県ホームページへの掲載などにより、検討の状況を広く県民に公表します。

ウ 理解啓発による実効性の向上

本計画の実効性を高めるためには、教育に携わる者一人一人が、特別支援教育の理念や本計画の基本目標など、本県が目指している基本的な考え方を理解し、対応していくことが基本になります。また、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携も不可欠であり、こうした取組を推進する上では、支える県民の理解も欠かせません。

このため、共生社会の形成を目指し、今後も特別支援教育に対する理解啓発に努めながら、本計画の実施に当たっていきます。

【注釈】

- I 1) 平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られた。特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されることとなった。従来の盲・聾・養護学校は特別支援学校に一本化され、障害の重複化に伴い複数の障害種別に対応することが可能になるとともに、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、専門的な知識や技能を生かして助言・援助を行うことが、新たに規定された。
- I 2) 県教育委員会は、県の基本的な計画として、平成5年3月に「特殊教育推進基本計画」、平成10年3月に「群馬県特殊教育教育整備計画」、平成15年3月に「群馬県特別支援教育推進計画」、平成20年3月に「群馬県特別支援教育推進方針」を策定してきた。そして、平成25年3月に「群馬県特別支援教育推進方針」が終期を迎えたところで、新たに、全県的な視点から総合的に特別支援教育を展望し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組について示す計画として「群馬県特別支援教育推進計画」を策定した。
- I 3) 平成19年9月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年1月に批准した。同条約は、同年2月から国内において発効している。同条約第24条で、障害者の教育について規定されており、締結国は、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することなどとされている。また、権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要なとされる合理的配慮が提供されることなどが定められている。
- I 4) 平成23年8月には障害者基本法が改正され、障害者の教育については、第16条において、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定された。
- I 5) 平成25年6月には、障害者基本法第4条第1項で規定されている「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」及び同条第2項「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、平成28年4月から施行された。同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。
- I 6) 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業安定を図る法律。平成25年に、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずるために改正された。平成28年4月1日に施行(ただし、「法定雇用率の算定基礎の見直し」は平成30年4月1日)。

- I 7) 発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年5月に、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行された。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別的教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」等が新たに規定された。
- I 8) 「バリアフリーぐま障害者プラン7（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）」（平成30年、群馬県）とは、平成30年度から平成32年度までを期間として、本県の障害者施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保等について定め、障害者施策の総合的な推進を図る計画のことである。乳幼児期から学齢期、成年期といったすべてのライフステージで、障害の特性に応じた、きめ細かい支援を実行するプランを目標としている。
- I 9) 「群馬県手話言語条例」とは、平成27年4月1日から施行した群馬県条例である。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めたものである。第12条において、「学校における手話の普及」として、聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する設置者に対して、「乳幼児期からの手話の教育環境の整備」「ろう児等及び保護者その保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援」「ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実」に努めることを規定している。
- また、本条例の趣旨に基づき、手話の普及と啓発を推進するため、平成28年度から平成31年度までの4年を計画期間とした「群馬県手話施策実施計画」を策定し、手話が、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すこととしている。
- I 10) 「第15次群馬県総合計画『はばたけ群馬プランⅡ』」とは、県政全体の目的・方向を示す基本方針（羅針盤）であり、組織や職員の意思決定・行動の指針としての役割を有しているものである。また、県政のビジョンを対外的に説明するツールであるとともに、市町村や県民との協力・連携の指針としての役割も有している。計画期間は、平成28年度から平成31年度。
- I 11) 「第2期群馬県教育振興基本計画」とは、教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するために策定した5年間の計画のこと。計画期間は、平成26年度から平成30年度としている。
- I 12) 「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、群馬県の教育、文化、学術及びスポーツに関する施策の根本となる方針を定め、知事と教育委員会が方向性を共有し、一層密接に連携して総合的に施策を推進していくことを目的に、知事が策定するもの。計画期間は、平成28年度から平成31年度。
- I 13) 「特別支援学校の整備に関する実施方針」とは、群馬県教育委員会が、「群馬県特別支援教育推進計画」（平成25年3月）に基づく施策のうち、今後早急に取り組むべき特別支援学校高等部が未整備の地域への計画的な整備や複数の障害に対応した特別支援学校の拡充などを推進するために策定した実施方針のこと。

- I 14) 「群馬県特別支援教育推進計画検討委員会」とは、①第1期の特別支援教育推進計画に基づく特別支援教育の実施内容に係る評価、②第2期特別支援教育推進計画策定のための必要な事項及び計画案の作成、③その他必要な事項について検討するために、平成29年5月11日に設置した委員会のこと。委員会は委員及び幹事で構成し、委員は学識経験者、関係機関・団体の職員、学校関係者の計19名、幹事は関係部局の10名。
- I 15) 「ワーキンググループ」とは、第2期群馬県特別支援教育推進計画検討委員会で検討する諸事項を調査させるために置いた調査グループのこと。教育指導分野として、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校の教頭、教諭や養護教諭、県教育委員会指導主事ら計43名が、6班に分かれて調査・検討等を行った。また、教育環境整備分野として、関係部局の計9名が検討等を行った。
- I 16) 「障害のある幼児児童生徒」とは、①従来の「特殊教育」の対象としてきた幼児児童生徒に加え、②通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある幼児児童生徒のこと。
- ・「特殊教育」とは、障害の種類や程度に対応して教育の場を整備し、そこできめ細かな教育を効果的に行うという視点で展開されてきた教育のこと。障害の状態によって就学の猶予又は免除を受けることを余儀なくされた児童生徒が多くいる事態を重く受け止め、教育の機会を確保するため、障害の重い、あるいは障害の重複している児童生徒の教育に軸足を置いて条件整備を行ってきた。平成19年に、特別支援教育へと転換された。
 - ・「学習障害 (LD: Learning Disabilities)」とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、中枢神経系に何らかの機能障害に起因すると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない (平成25年10月、「教育支援資料」文部科学省)。
 - ・「注意欠陥多動性障害 (ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)」とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童生徒においても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。(平成25年10月、「教育支援資料」文部科学省)
 - ・「高機能自閉症 (High-Functioning Autism)」とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される (平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」参考資料より抜粋)。
 - ・「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう (「発達障害者支援法」第2条)。
 - ・ここで言う「自閉症 (Autistic Disorder)」とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」文部科学省)
 - ・「アスペルガー症候群」とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。(文科省HP:「主な発達障害の定義について」)

なお、自閉症を含めた精神医学の診断基準である「DSM」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders「精神障害の診断と統計の手引」)の改訂版DSM-5(2013)で、自閉性障害、小児期崩壊性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性発達障害の4つを「自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害」にまとめられた。

I 17) 「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のこと(学校教育法第1条)。「特別支援教育の推進について(通知)」(19文科初第125号、平成19年4月)を通して、これらの学校において特別支援教育を行うことが示された。

I 18) 「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導のこと。在籍する学校の通級指導教室に通う場合を「自校通級」、在籍校以外の通級指導教室に通う場合を「他校通級」、通級による指導を担当する教員が児童生徒の在籍する学校に出向いて指導する指導形態を「巡回指導」と呼ぶ。

なお、通級による指導を担当する教員は、基本的には、対象とする障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができる。(参考「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」17文科初第1178号、平成18年3月)

I 19) 「特別支援学級」とは、比較的軽度の障害のある児童生徒の教育のため、小・中学校に置かれる学級のこと。対象となる障害種としては、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由者、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害があり、それぞれの学級が設置されている。また、学校教育法では、「置くことができる」と規定されており、設置者である市町村に設置義務は課せられておらず、実際に設置されていない市町村もある。

I 20) 「特別支援学校」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う学校のこと。特別支援教育を進めていく上で、また、障害の重度・重複化に対応するため、それまで障害種別に設けられていた盲・聾・養護学校が、障害種別を超えた「特別支援学校」とされた。

学校教育法では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定している。また、同法では、「特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定している。

I 21) 国の「障害者基本計画」では、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う。」とされている。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを個別の教育支援計画という。「個別の教育支援計画」は、障害のある子ども等の一一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、一人一人について作成する計画のこと。特別支援学校では、既にすべての幼児児童生徒に作成が義務付けられている。平成29年3月に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導

を受ける児童生徒について個別の教育支援計画を全員作成することとし、通常の学級に在籍している通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっては、個別の教育支援計画を作成して、活用に努めることとした。

I 22) 「個別の指導計画」とは、一人一人の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画のこと。特別支援学校では、既にすべての幼児児童生徒に作成が義務付けられている。平成29年3月に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について個別の指導計画を全員作成することとされ、通常の学級に在籍している通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっては、個別の指導計画を作成して、活用に努めることとされた。

I 23) 「指導主事」とは、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員のこと。県や市町村における教育課題の解決のために施策を企画する役割も担う。

I 24) 「交流及び共同学習」とは、①相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、②教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を一体的にとらえ、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動のこと。「居住地校交流」といわれる特別支援学校に在籍する児童生徒等が、居住する地域の小・中学校等において、在籍する児童生徒等と一緒に活動し、触れ合う形態、「学校間交流」といわれる特別支援学校と幼稚園等、小・中学校、高等学校等が、行事等を通じて相互に相手校を訪れ、学校全体、学年、学級等の単位で行う形態、あるいは、小・中学校の通常学級と特別支援学級との形態がある。また、「地域交流」といわれる地域の人々と特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒たちが触れ合う形態などもある。

障害のない子どもたちにとっては、人権を尊重し、共生社会の実現に寄与する人間の育成に係る学習の場となる。授業時間内に行う交流及び共同学習については、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置付けられる。教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要とされる。なお、実施することへの規定については、学習指導要領で示している。

I 25) 「合理的配慮」とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられる。

Ⅱ 特別支援学校における教育の充実

1 一人一人の教育的ニーズに応える教育内容の充実

現状と課題

特別支援学校では、一人一人の障害の特性に配慮し、地域や学校の実情に応じた教育課程を編成し、実施してきています。第1期計画において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を一人一人に作成し、一斉指導の中で個別の指導内容が身に付けられるよう、それぞれの学びの場で研究を進めてきました。しかしながら、教育課程や各計画等の意味や内容についての教員への周知や、そのことに関する授業への生かし方については、「保護者や地域に説明が不十分」であることや、「計画が授業に生かし切れていない」といった課題があります。

(1) 社会に開かれた教育課程の編成・実施・評価

特別支援学校では、障害の特性に配慮し、学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にし、地域や学校の実情に応じた教育課程^{Ⅱ1)}を編成し、実施しています。今後は、これまで以上に地域の人的・物的資源を活用し、地域と連携しながら一人一人の教育的ニーズに一層的確に^{かんよう}応え、豊かな心や創造性の涵養を目指していくことができるように、教師一人一人が本人・保護者・地域に教育課程を説明し、連携していくとともに、組織的かつ計画的に改善していくことが大切です。

(2) 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の活用の強化

特別支援学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が義務付けられています。各学校では、教育課程とこれらの計画の接続に留意しながら、計画相互の関連性を図り、日々の教育実践に生かしています。

特別支援学校における教育を今後一層充実していくためには、関係機関等と連携し長期的な視点で就学前から卒業後までの切れ目ない支援の必要性から、個別の教育支援計画の活用を強化する必要があります。

また、障害が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導の充実のため、計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、主体的、対話的で深い学びを保障するなど、より効果的な指導ができるようにしていくため、個別の指導計画の活用についても、より一層強化していくことが必要です。

施策の方向

(1) 社会に開かれた教育課程を実現するための研究や研修等

ア 教員に対する教育課程の理解の深化

学校全体で組織的、計画的な教育課程の編成を進め、すべての教員を対象に教育課程に係る理解を深め、保護者や地域に説明します。

イ 教科別の指導等に係る実践研究及び授業の改善

教科別の指導・領域別の指導や各教科等を合わせた指導に係る実践研究を進めるため、「特別支援学校授業研究協議会^{Ⅱ2)}」を設置し、その成果を共有します。研究発表では、積極的に小・中学校等に授業公開を行い、授業の改善に関する研究を推進します。

ウ 授業研究会の充実

個別の指導計画を活用した授業に係る研究会を校内研修に位置付け、一人一人の教育的ニーズに応える授業について、教員全体で研究を進めます。また、成果や課題を本人・保護者と共有し、積極的に授業改善を行います。

エ 教育課程の改善

授業の改善に関する研究や日々の実践、一人一人の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価の結果を踏まえ、枠組や内容の改善を行います。

オ 障害の重度・重複化に応じた指導内容・方法の改善

障害の重度・重複化に応じた指導を充実するために、特別支援学校間の協力とともに、外部の専門家や関係機関との密接な連携を図って、子どもの持てる力を最大限に伸ばせるよう、自立活動^{Ⅱ3)}等の指導内容や指導方法の改善を図ります。

(2) 「個別の教育支援計画」を活用した教育の充実等

ア 関係機関との連携による作成及び支援・引継ぎでの活用

個別の教育支援計画を効果的に活用するために、作成段階から、本人・保護者はもちろんのこと、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して作成し、その後の関係機関による支援や引継ぎ場面での連携ツールとして活用します。

イ 計画作成の手順・書式・記載例等を示すモデルの開発

特別支援学校と共同して、個別の教育支援計画の作成手順や書式、記載例を示すモデルの開発に取り組み、個別の教育支援計画の作成や活用に課題を有する学校を支援し、成果を共有します。

ウ 計画活用のための実践的研究及び成果の共有・提供

特別支援学校で、個別の教育支援計画活用のための実践的な研究に取り組み、その成果をすべての特別支援学校で共有します。また、地域の特別支援教育のセ

ンターとして、その成果を、各学校に積極的に提供していきます。

(3) 「個別の指導計画」を活用した授業の充実

ア 授業実践を通じた計画の活用

すべての特別支援学校では、一人一人の教育的ニーズに応える授業を組み立てるために、授業実践を通じた個別の指導計画の活用に努めます。

イ 計画作成に関する保護者との連携

すべての特別支援学校では、個別の指導計画について保護者に説明を行い保護者の関心や教育活動に主体的に参加する意識を高め、計画を改善・更新していきます。

ウ 障害特性等実態把握のための検査に係る手引の研究

障害の特性や発達に係る詳細な実態把握を行い、個別の指導計画に生かすために、総合教育センター、大学等の専門家、特別支援学校等と連携して、検査項目や検査手順、評価方法を示す手引の作成について研究します。

エ 特別支援学校における実践集の作成

個別の指導計画を活用した特別支援学校の実践を取りまとめた実践集を作成し、県内すべての学校に提供します。

(4) それぞれの学校における研究

ア 県立盲学校及び県立聾学校における多様なコミュニケーション手段活用のための研究

県立盲学校及び県立聾学校の幼児児童生徒一人一人がそれぞれの実態に応じた多様なコミュニケーション手段^{Ⅱ4)}を活用することができるようにするために、指導内容や指導方法について研究します。

イ 県立盲学校の高等部及び専攻科における新たな教育内容・学科の検討

県立盲学校の高等部及び専攻科においては、現状を維持するとともに、専門性を生かし、引き続き新たな職域開発を目指した教育内容や学科について検討します。

ウ 県立聾学校の高等部及び専攻科における教育内容・学科の検討

県立聾学校の高等部及び専攻科においては、進路選択の状況に対応するために、引き続き教育内容や学科の在り方について検討します。

エ 知的特別支援学校小・中学部における指導内容等の研究開発

知的特別支援学校の小学部、中学部においては、知的障害や自閉症に対応する教育課程を充実させるために、引き続き障害の特性や発達段階に応じた指導内容や指導方法の研究開発に取り組みます。

オ 知的特別支援学校高等部における職業学科と普通科の役割等の検討

知的特別支援学校の高等部（高等特別支援学校を含む。）においては、自立・社会参加を支援する教育内容と方法の充実を図るため、引き続き職業学科と普通科の役割や具体的な教育課程の在り方について研究します。

カ 肢体不自由特別支援学校における外部人材の活用

肢体不自由特別支援学校については、障害の状態に適切に対応した指導を充実させるため、隣接する医療機関等との連携の状況を踏まえ、学校の実情に応じた医師等の専門家^{II5)}の派遣による外部人材の活用を一層推進します。

キ 病弱特別支援学校における心因性疾患に対応した指導内容等の検討

病弱特別支援学校については、心因性疾患の子どもの増加に対応した指導を充実させるため、転入学前に在籍していた学校及び医師や看護師、心理の専門家である臨床心理士等と十分に連携し、疾患に対する基本的な理解の下に、子どもの心理状態等を考慮した指導内容や指導方法について検討します。

ク 病弱特別支援学校における訪問指導の充実

病弱特別支援学校のセンター的機能により、病弱特別支援学校の院内教室等がない病院に3週間未満の入院をする子どもに対して、学習空白を作らず学校教育が受けられるように、訪問指導による教育機会の充実に努めます。

2 交流及び共同学習の推進

現状と課題

交流及び共同学習^{I24)}は、主に特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校と一緒に活動する「居住地校交流」と、各学校と特別支援学校が、行事等を通じて相互に相手校を訪れる「学校間交流」などがあります。

第1期計画において、交流及び共同学習については、特に居住地校交流を取組の重点としてきました。結果として、目標値とした「特別支援学校に在籍する児童生徒の中で、居住地校交流を行う児童生徒の率20%」を、平成27年度は4.1ポイント上回り24.1%（実施回数：406回）となりました。平成28年度は20.2%と実施率は減少しましたが、実施回数は462回と増加しています。これは、新規実施者の開拓が不十分であること、交流内容によって回数を増やすケースと、逆に交流をやめてしまうケースがあると考えられます。したがって、引き続き居住地校交流を中心とした交流及び共同学習の理解啓発を推進し、更なる内容の充実を行っていく必要があります。

(1) 居住地校交流の充実

交流及び共同学習に係る取組の中でも、特に特別支援学校に在籍する児童生徒

が居住地域にある学校で共に学ぶ「居住地校交流」を積極的に進めています。

居住地校交流を実施する児童生徒の数や、一人当たりの回数は年々増加していますが、居住地校の理解を得ることや連携するための時間の確保、居住地校交流支援者^{Ⅱ6)}の活用等、充実に向けて様々な課題を解決するために、引き続き組織的、計画的な実施に係る工夫が必要です。

(2) 学校間交流の発展

交流及び共同学習に係る取組のうち、「学校間交流」は、その教育的効果などに対する各学校の理解も進み、特別支援学校の相手校も増加してきています。

各学校との連携を更に深め、交流及び共同学習の形態や内容を工夫、発展させる必要があります。

施策の方向

(1) 居住地校交流の充実

ア 居住地域に対する理解促進

居住地校交流の推進に当たっては、学校や地域の実情に合わせ、実施に際しての課題を明らかにするとともに、リーフレットの活用等により、居住地域や学校に対して、居住地校交流の意義等についての理解促進を図るため、教育事務所や市町村教育委員会をはじめ、小・中学校等との連携を更に推進します。

イ 居住地校交流支援者の活用

特別支援学校の教員の居住地校交流への付き添いを容易にするため、居住地校交流支援者の活用の仕組みを、今後更に充実させていきます。

ウ 副次的な籍の研究

障害のある子どもと障害のない子どもが共に地域の中で育ち、互いの理解を深め合いながら、より自然な形で交流及び共同学習を行うことができるようにするために、副次的な籍^{Ⅱ7)}について引き続き研究します。

(2) 組織的・計画的な交流及び共同学習に係る研究

組織的、計画的な交流及び共同学習を推進するために、教育課程や個別の指導計画等における位置付けや特別支援学校と小・中学校、高等学校等における指導上の役割分担の在り方、指導方法の工夫などについての実践研究を推進し、研究成果をとりまとめた実践集を作成・活用できるようにします。

3 キャリア教育の推進

現状と課題

キャリア教育^{Ⅱ⁸⁾}については、すべての特別支援学校においてキャリア教育全体計画を作成するとともに、その活用について研究を行っています。

第1期計画において、キャリア教育の一つの成果である高等部卒業生の一般就労率は、毎年35%前後を保ち、全国的にも高い率を達成してきました。一般就労率を更に高め、すべての子どもが自立・社会参加するためには、引き続き、一人一人の卒業後のニーズに合ったキャリア教育を実践し、卒業後も学び続け成長し続けられるよう研究を推進します。

キャリア教育を推進するための体制整備、教育課程等への位置付けや指導計画、指導方法の工夫等については各校の努力に委ねられており、そうした努力の成果を十分に共有できていない状況もあります。各校で得られた成果を県内特別支援学校全体で共有して、キャリア教育を一層充実させていくことが必要です。

施策の方向

(1) 幼稚部・小学部・中学部・高等部の連携による指導計画の作成と実践

幼稚部から高等部卒業後までを見通したキャリア教育に係る指導計画を、幼稚部、小学部、中学部、高等部が連携しながら作成し、授業実践につなげる仕組みを明らかにしていきます。

(2) 指導事例の蓄積と共有化の推進

キャリア教育に係る実践力を高めるために、個別の指導計画を活用した組織的、計画的な指導事例を校内で蓄積、共有していきます。また、各学校で蓄積したキャリア教育に係る指導と校内体制の事例を取りまとめて、すべての特別支援学校で成果の共有を行います。

4 進路指導の充実

現状と課題

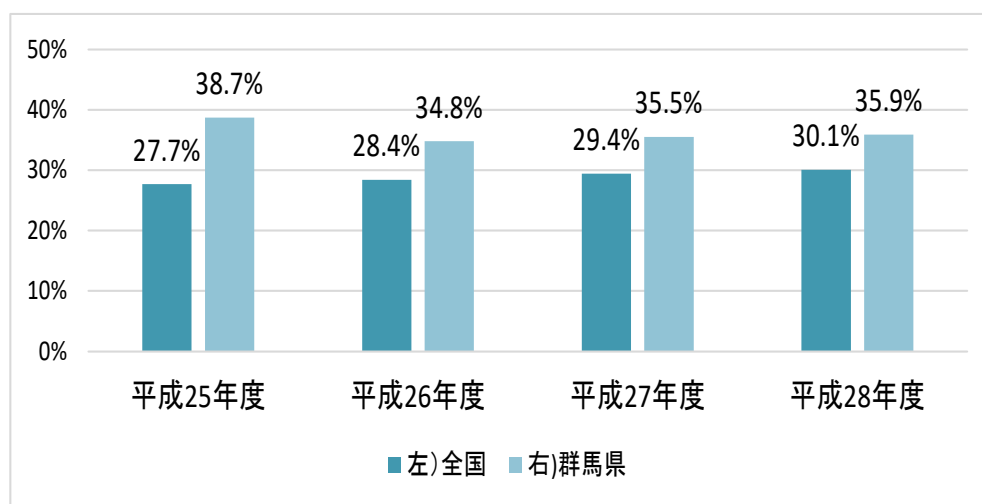
進路指導については、「職業自立推進事業^{Ⅱ⁹⁾}」を中心として、すべての特別支援学校において重点を置いて取り組んできました。その結果、特別支援学校高等部生徒の

の一般就労率^{Ⅱ10)}は、毎年35%前後を保ち、全国的にも高い率を達成しました。引き続き、職業自立推進事業に取り組み、事業の内容や成果を授業実践に生かし、事業の改善を図っていく必要があります。

(1) 校内体制の充実及び関係機関との連携の推進

本県では、全国的にも早い時期から知的高等養護学校（現知的高等特別支援学校）を設置し、職業学科における教育に力を入れてきたところであり、特別支援学校高等部生徒の一般就労率は全国的に見ても高く、平成28年度卒業生では35.9%（全国平均30.1%）でした。

グラフ1 「群馬県特別支援学校高等部生徒の一般就労率」



特別支援学校高等部生徒の進路状況

(学校基本調査:人)

卒業年度	卒業生数 (A)	一般就労 (B)	福祉サ ービス利用	進学者	その他	一般就労率 (B/A*100)
H 2 5	305	118	170	12	5	38.7%
H 2 6	310	108	187	8	7	34.8%
H 2 7	310	110	170	9	21	35.5%
H 2 8	306	110	167	14	15	35.9%

障害の重度・重複化、多様化及び社会や経済状況の変動等、進路指導をめぐる状況は大きく変化し続けています。こうした状況に対応するため、就業体験^{Ⅱ11)}の充実や、職域開発を目指したビルメンテナンス業務、接客サービス業務、介護サービス業務等についての職業教育の充実に努めていますが、今後更に、新たな職域開発を行うとともに、福祉、労働等の関係機関と一層の連携を図り、進路指導の充実を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 進路選択に係る支援の充実

ア 個別の教育支援計画の活用

より充実した進路及び卒業後の生活について考えることができるように、個別の教育支援計画を活用し、保護者や保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図ります。

イ 子ども・保護者への進学・就労に係る情報提供

子どもや保護者が適切に進路選択ができるようにするために、進学先や福祉、労働等の関係機関と連携し、進学や就労に係る情報の提供に努めます。

(2) 就労支援の拡充

ア 就業体験先の開拓等の推進

卒業後に一般事業所への就労を希望する生徒については、引き続き「特別支援学校職業自立推進事業」により、特別支援学校に配置された就労支援員による就業体験先の開拓、企業への障害者理解の促進及び仕事内容と生徒のマッチングを進めます。また、労働部局と連携して、県庁等での就業体験の機会を一層拡大します。

イ 職業教育の拡充

新たな職域開発を目指して、福祉・介護サービスに関する職業教育の導入や地域に根ざした作業種の研究開発等を行い、その進展状況を評価しながら、知的特別支援学校に専門コースや専攻科を設置することや職業教育の発展について検討していきます。

ウ 関係機関との連携の強化

国の労働局、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を強化し、就労支援及び卒業後の生活支援の充実を図ります。

5 健康教育の推進

現状と課題

第1期計画において、本県は、基本的な生活習慣の形成や生命の安全を守る意識の向上を目指して、(1)「健康教育^{II12)}に係る実践の推進」と(2)「健康や安全の保障に係る取組の充実」という施策を推進してきました。健康の保持増進を図ることは、これからの社会を生き抜く障害のある子どもにとって、生きる力を育む上で大切です。特に、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態は重度・重複化、多様化の

傾向にあるため、生活習慣病や感染症等への予防、食生活の偏りや食物アレルギー等への対応など、基本的な生活習慣の形成を図ることがより一層重要であるとともに、そのことに対する教員研修も大切です。

また、自立・社会参加を促すためには、心身の調和のとれた生活が欠かせません。幼児児童生徒の中には、心身の成長発達に伴って、自分の存在に価値や自信が持てない幼児児童生徒が少なからずおり、意欲や気力の低下、対人関係のトラブルや環境の変化による心理的に不安定な状態などが継続している幼児児童生徒も見られます。そのため、心身の成長や発達について正しく理解させるとともに、体や命の大切さなどを学ばせたり、心の健康課題への対応方法を身に付けさせたりするなど心身の健康に関する指導・支援が必要です。

さらに、安全に関する指導では、自然災害、交通事故、不審者への対応などについて、幼児児童生徒が自分の生命の安全を確保し適切な行動が取れるように意識を高める必要もあります。

施策の方向

(1) 健康教育に係る実践の推進

ア 歯科保健指導や食に関する指導等実践的な健康教育^{II12)}の推進

幼児児童生徒が自ら積極的に健康の保持増進に取り組む実行力を身に付けることができるようにするため、歯科保健指導^{II13)}や食に関する指導などの基本的な生活習慣を形成するための実践的な取組を担当と養護教諭等が協力して推進します。

イ 心身の調和を図るための指導・支援の推進

幼児児童生徒が将来心身の調和のとれた生活を送るために、幼児児童生徒の心身の成長や発達に合わせて、適切な対人関係を育むための指導や心の健康課題への対処を促す支援を行います。

ウ 関係機関との連携の充実

個別の教育支援計画を活用し、福祉機関及び相談機関などの関係機関との連携の充実を図ることで、幼児児童生徒の健康管理の充実を図ります。

エ 校内体制の充実

各特別支援学校と家庭との連携を一層強めていくために、管理職や保健主事、養護教諭を中心とした校内体制の充実を図ります。

(2) 健康や安全に係る取組の充実

ア 教員研修の実施

「特別支援学校医療的ケア支援事業^{Ⅱ14)}」を継続して、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校の教員を対象に、医師、看護師、理学療法士等の専門職と連携し、安全かつ適正な指導・支援の在り方に関する基礎的知識や技能を身に付ける研修を引き続き計画的に実施します。

また、各特別支援学校は、幼児児童生徒の健康や安全を確保するため、各校の実情に応じた救急救命や応急処置、アレルギー疾患への対応等の研修を行います。

イ 事故等発生時対応のための実践的教育の推進及び対応マニュアルの作成

各特別支援学校は、情報の理解や発信、移動などに困難さがある幼児児童生徒の安全を確保するために、障害の状態や特性を踏まえて、事故等^{Ⅱ15)}発生時における対応に関する実践的な教育を推進するとともに、事故等の発生に備えた対応マニュアルを在籍している幼児児童生徒に合わせて作成し、検証を行います。

ウ 「安全に関する指導」事例の蓄積と共有の推進

「安全に関する指導」を実践的に取り組めるように、指導に関する取組や指導事例を校内で蓄積、共有していきます。また、指導事例を取りまとめ、成果の共有を図ります。

また、各特別支援学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルをもとに、各校での安全教育や安全管理の方針を保護者や地域住民との間で共有できるように努めます。

【注釈】

- Ⅱ1) 「教育課程」とは、学校全体として、組織的、継続的に児童生徒に対する教育を行っていくために必要な教育計画のこと。各学校が教育活動を進めていく上での基本となるものであり、指導内容を選択し、選択した指導内容を組織して、授業時数を配当して計画化するものである。
- Ⅱ2) 「特別支援学校授業研究協議会」とは、各特別支援学校の研修主任を委員とし、特別支援学校長会の会長を委員長とする委員会のこと。幹事には、県教育委員会指導主事等を充てる。
- Ⅱ3) 「自立活動」とは、特別支援学校において、各教科等のほかに、特に設定された領域のこと。平成11年の学習指導要領等の改訂において、それまでの「養護・訓練」の名称が改められたものである。「養護・訓練」は、幼児児童生徒の障害の状態を改善・克服することをねらいとして、昭和46年の学習指導要領の改訂において、新たに盲学校、聾学校及び養護学校(当時)共通に設けられた領域である。そして、一人一人の幼児児童生徒の実態に対応した活動であることや自立を目指した主体的な取組を促す教育活動であることを一層明確にする観点から、「自立活動」に改められた。領域の内容は6区分27項目からなっている。6区分は、①健康の保持、②心理的な安定、③人間関係の形成、④環境の把握、⑤身体の動き、⑥コミュニケーションで、自立活動の指導を行うことによって、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、人間として調和のとれた育成を目指すものである。
- Ⅱ4) 「多様なコミュニケーション手段」とは、文字や点字、手話、指文字、音声言語などを、単独又は組み合わせて用いること。
- Ⅱ5) 「専門家」とは、医師や看護師、大学教授、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、児童相談所長、保健師、指導主事、特別支援教育コーディネーターなどのこと。適宜、チームを組んで派遣を要請する学校に訪問し、援助、助言を行い、医療的ケアや困難なケース等への支援をする。
- Ⅱ6) 「居住地校交流支援者」とは、居住地校交流において特別支援学校の教員が授業時間に引率する場合、手薄となる自校の授業を支援する有償ボランティアのこと。ボランティアの募集、決定は各学校が行い、有償ボランティアに係る経費は、県が支出する。活用時間数については予め提出された計画書に基づいて県教育委員会が決定する。
- Ⅱ7) 「副次的な籍」とは、特別支援学校に通う児童生徒とその子が暮らす地域とのつながりを維持、継続するために、地域の小・中学校等に行って直接的な交流を持ったり、学校便りのやりとりをするなどの間接的な交流を行ったりする際に、小・中学校等に副次的に位置付ける籍のこと。例えば、東京都、埼玉県、横浜市で導入している。東京都では、原則として都立特別支援学校小・中学部在籍者の希望する全員を対象に、校長、保護者、主治医等が協議して実施可能と判断し、地域指定校と協議して当該校長の了解が得られ、交流にかかわる送迎や授業中の支援について保護者等の協力が可能な者であることが認められたとき、直接交流を行うとしている。教育課程上は、「特別活動」又は「各教科等を合わせた指導」に位置付け、個別の指導計画に基づき実施している。直接交流では保護者の付添いを原則としている。
- Ⅱ8) 「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義され、キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいう。(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日))。キャリア発達に係る諸能力については、4領域(人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力)8能力(自他の理解能力、コミュニケーション能力、情報収集・探索能力、職業理解能力、役割把握・認識能力、計画実行能力、選択能力、課題解決能力)が例示されてきたが、今後は、基礎的・汎用的能力(人間関係形

成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力) への着実な移行が求められている。

- II 9) 「特別支援学校職業自立推進事業」は、県が実施している特別支援学校高等部生徒の就労支援事業のこと。就労支援員を知的特別支援学校に配置して、職場や就業体験先の開拓、企業に対する理解促進等を行ったり、各校の職業教育の課題解決のために研修を実施したりしている。
- II 10) ここで言う「一般就労率」は、(企業に就職した卒業生数) ÷ (知的特別支援学校高等部全卒業生数) × 100で算出した値のこと。
- II 11) 「就業体験」とは、職場での仕事に従事する他、働くことを中心とした生活全体について体験すること。
- II 12) 「健康教育」とは、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の習得に関する教育のこと。健康教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにすることとされる。健康教育で取り扱う内容は、次のことが考えられる。1)心身の健康の意義に関すること、2)心身の構造・機能及び発育・発達に関すること、3)心身の健康を高める生活(運動、食事(栄養)、休養、睡眠)や健康を守る制度、仕組みに関すること、4)環境と健康の関わり及び環境の維持改善に関すること、5)傷害や疾病の発生要因と安全の確保や予防・対処・回復に関すること、6)心の健康問題の生じ方や対処の方法と心身の調和に関すること。(平成9年保健体育審議会答申)
- II 13) 「歯科保健指導」とは、日常生活の指導における毎日の取組の中で、歯磨きの後に、鏡で口腔内を確認し、自分でチェック(セルフチェック)する習慣を付けるなどすること。この実践の継続により、歯・口腔を健康な状態に保ち全身の健康状態をよりよく維持することができる。また、むし歯や歯周病などの異常を早期に発見することもできる。
- II 14) 「特別支援学校医療的ケア支援事業」とは、①特別支援学校内における安全・適正な医療的ケア実施体制の整備及び医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を目指し、医療機関等から看護師派遣先である事業対象校へ医師を派遣し、教員及び看護師に対して指導・助言を行う「県立特別支援学校医療的ケア支援医師派遣事業」、②たんの吸引等の医療的ケアを必要とする障害の重い子どもの教育の補償と充実を目指し、医療機関のある肢体不自由施設から県立特別支援学校に対して看護師を派遣する「県立特別支援学校訪問看護事業」、③学校における医療的ケア実施体制整備を支援する「県立特別支援学校医療的ケア支援事業運営協議会」等の県が実施している事業のこと。本事業は、平成29年度、肢体不自由特別支援学校3校だけでなく、知的特別支援学校6校でも実施している。
- II 15) 「事故等」とは、事故や事件、自然災害のことを指す。(第2次学校安全の推進に関する計画(文部科学省初等中等局 H29年3月24日)参考)
-

Ⅲ 小・中学校における特別支援教育の 取組促進

＜小・中学校における特別支援教育の体制整備状況＞

本県では、平成19年度から本格的に、小・中学校における特別支援教育の体制整備を進めてきました。平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果（文部科学省）では、校内委員会^{Ⅲ¹}の設置率及び特別支援教育コーディネーター^{Ⅲ²}の指名率は100%と、体制整備について充実が図られています。定期的な校内委員会の開催や特別支援教育コーディネーターによる関係機関との連携も進み、校内支援体制の枠組みが整ってきています。今後もこうした校内支援体制を維持しつつ、特別支援教育コーディネーターが校内協力体制や支援の継続の要として活躍できる体制の充実が必要です。

さらに、同調査結果によると、個別の指導計画^{1²²}の作成率^{Ⅲ³}は、小学校が97.1%、中学校が96.9%となっており、これらの値は、第1期計画を策定した平成25年度よりも小学校で2.0ポイント、中学校で5.7ポイント高くなっています。また、個別の教育支援計画^{1²¹}の作成率は、小学校84.7%、中学校83.4%となっており、平成25年度よりも小学校で7.2ポイント、中学校で5.8ポイント高くなっています。これらは第1期計画で設定した目標値を超えており、小・中学校において、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成することに対する意識がかなり高まってきたと言えます。

○個別の指導計画の作成率

	H25年度	H29年度	増減
小学校	95.1%	97.1%	+2.0
中学校	91.2%	96.9%	+5.7

○個別の教育支援計画の作成率

	H25年度	H29年度	増減
小学校	77.5%	84.7%	+7.2
中学校	77.6%	83.4%	+5.8

一方で、就学以前の指導や支援の情報が小学校に十分伝わっていないことや、小学校から中学校、中学校から高等学校等へと必要な情報が十分に伝えられていないという課題があります。そのような課題を解決し、幼稚園等、小・中学校、高等学校等に至るまで、また、それらの各学校から特別支援学校に学びの場が移ったときの「学びの連続性^{Ⅲ⁴}」を保障したり、切れ目ない支援体制を整備するために、各学校が個別の教育支援計画を活用できるようにするための施策を推進したりする必要があります。

また、通級による指導や特別支援学級の体制整備も進みましたが、通級による指導

では、地域差や小学校から中学校への接続、通常の学級の担任との連携などの課題、特別支援学級では、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した支援や学びの連続性の保障、特色ある教育課程の工夫、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援の充実などの課題が残り、更なる体制整備が必要です。

1 通常の学級における特別支援教育の推進

現状と課題

(1) 一人一人の学びに対応するための体制整備

第1期計画において、本県は、通常の学級において一人一人の学びに対応するため、「(1) すべての子どもが共に活躍できる授業づくり」「(2) 障害のある子ども等に対する支援体制の充実」「(3) 交流及び共同学習の機会拡充」という施策について推進してきました。平成29年3月に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領^{Ⅲ5)}総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成することや、指導方法や指導体制による工夫改善によって個に応じた指導の充実を図ることについて明記しています。これは、一人一人の学びに対応するための体制整備をより充実させていく必要があることを示しています。

また、平成19年4月1日に文部科学省初等中等教育局長から出された「特別支援教育の推進について(通知)^{Ⅲ6)}」においては、校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することなどが求められています。校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の実施のための校内体制を一層充実させていく必要があります。

(2) すべての子どもにとって分かりやすい授業の実現

通常の学級に在籍している障害のある子ども等は、学習の中で何らかの「困難さ」を抱えている可能性があり、新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領で示す「障害のある児童生徒への配慮事項」を個別具体的に検討し、実践する必要があります。そのため、授業を行う際には、この「困難さ」に対する指導上の工夫や個に応じた様々な手立てを検討し、指導に当たっていくことが重要です。

第1期計画についてのアンケート調査の結果では、手立てに配慮した授業づくりについて87.9%が進展していると回答している一方で、「まだ限定的である」「教員

の取組に対する個人差や学校間の差が大きい」という意見もあり、更に推進し、実現に向けて取り組む必要があります。そのため、ユニバーサルデザイン^{Ⅲ7)}の考え方を参考に「障害のある子どもに対応できる有効な指導・支援は、どの子にも有効な指導・支援である可能性がとて大きい」という立場に立ち、各教育事務所及び市町村教育委員会と協力して、すべての子どもに分かりやすい授業の実現に向けた取組を一層充実させていきます。

(3) 子ども同士が多様性を認め合える学級経営

国が目指している共生社会を形成していくに当たっては、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境を整えていくことが重要です。そのためには、まず子ども一人一人の自己有用感^{Ⅲ8)}や自己肯定感を高めた上で、一人一人の違いや多様性を認め合えるような学級経営や、特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習に積極的に取り組むような学級経営が一層求められます。

施策の方向

(1) 障害のある子ども等に対する支援体制の充実

ア 専門的スタッフ^{Ⅲ9)}配置による指導・支援体制整備の推進

学習や生活に対する在籍学級での支援を充実するため、専門的スタッフを配置して行う指導・支援の質的向上を目指します。

イ 支援体制づくりの推進

各学校が行う障害のある子ども等への適切な対応や学級経営、教科指導等に係る助言や援助を行うため、引き続き、「特別支援教育総合推進事業^{Ⅲ10)}」により、各教育事務所に配置した専門相談員や県立特別支援学校の専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）による支援体制づくりを推進します。

なお、相談支援に当たっては、小・中学校が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言や援助の内容や仕方などの質的な向上に努めていきます。

ウ 専門家^{Ⅱ5)}の派遣による外部人材の活用の推進

障害のある子ども等への適切な対応や学級経営、教科指導等の充実を図るため、引き続き「特別支援教育総合推進事業」により、医師等の専門家の派遣による外部人材の活用を推進します。そのためには、専門家の派遣について、更に各学校に周知を徹底します。

エ 特別支援学校のセンター的機能を活用した教職員の研修の充実

各学校においては、子ども理解や特別支援教育の視点を生かした授業づくり、個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用についての校内研修を充実します。研修の際には、地域の特別支援教育のセンターとしての役割^{Ⅲ11)}を担う特別支援

学校の助言・援助を活用していきます。

(2) すべての子どもが共に活躍できる授業づくり

ア 特別支援教育の視点を生かした授業づくり^{Ⅲ¹²⁾}の充実

すべての子どもにとって分かりやすい授業を実践するために、ICTなどの学習支援機器を活用したり、「基礎的環境整備^{Ⅲ¹³⁾}」を行ったりするなど特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進するとともに、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容・方法を取り入れた授業づくりを推進します。さらに、教職員に対して、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを行っていく上で必要な「合理的配慮^{Ⅰ²⁵⁾}」についての理解を深めていきます。

イ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用の推進

障害のある子ども等が必要とする指導・支援を確実に実施するために、校長のリーダーシップの下、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を推進します。個別の教育支援計画は、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図るため、また、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校等、そして小・中学校と特別支援学校といった学校間の引継ぎを確実にを行うために重要な役割を担います。個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために作成され、個に応じた具体的な指導目標や指導内容を明確にし、教職員間で情報を共有するために重要な役割を担います。このような役割を果たす個別の教育支援計画、個別の指導計画を、障害のある児童生徒一人一人について本人や保護者の思いや願いを聞き取り、話し合いながら、評価も行うなどして作成し、合理的配慮等を記載するなどの工夫を加えながら、効果的に活用することを目指します。

(3) 共に学び共に育つ学級経営の推進

ア 計画的に自己有用感等を育てる学級経営の推進

すべての子どもの自己有用感を高め、自己肯定感の高まりにつなげるために、子どもが肯定的な自己評価を行えるような場面を積極的に取り入れたり、子どもが「人の役に立った」「人から認めてもらえた」という他者からの評価を日常的に受けたりできるような学級経営を推進します。

イ 特別支援学校、特別支援学級との交流及び共同学習^{Ⅰ²⁴⁾}の推進

特別支援学級との交流及び共同学習^{Ⅰ²⁴⁾}については、同じ学校にいることのよさを生かした日常的な触れ合いや共に考えることの楽しさを味わい、同じ場で共に学ぶことを重視した実践を推進します。

特別支援学校に通う児童生徒との直接的な触れ合いを重視した活動を通して、

互いの多様性を認め、理解を深めていくことができるように、計画的な交流及び共同学習の実施について引き続き推進します。

また、交流及び共同学習を推進するために、「ともに学び、ともに育つ～交流及び共同学習の推進～」のパンフレット（平成25年3月特別支援教育課）を活用して理解啓発や校内の協力体制作りの推進に努めます。

ウ 道徳教育の充実

道徳教育として、障害のある子どもと障害のない子どもが、それぞれ自分自身のことを見つめ直し、人との関わりについて深く考え、議論していくことで、集団や社会との関わりについて考え、多様な価値観の存在を認め、生命の尊さ、一人一人の人格の尊重などを理解できるよう道徳教育の充実を図ります。

2 「通級による指導」における教育の充実

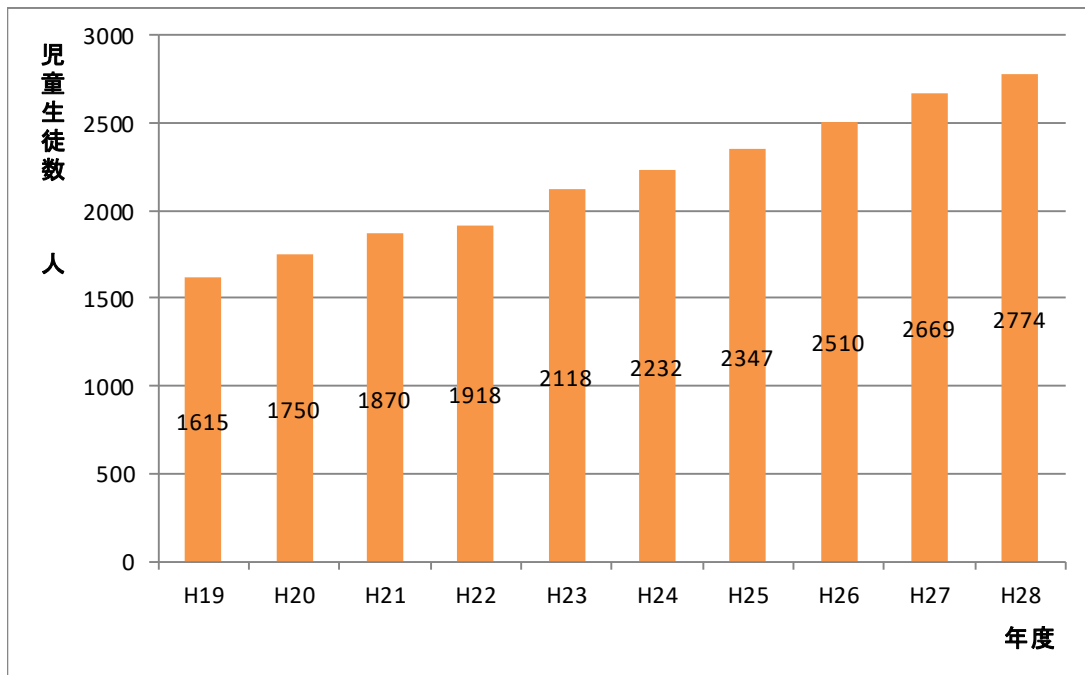
現状と課題

(1) 県内どこでも等しく指導を受けられる体制の整備

通級による指導¹¹⁸⁾の拠点となる通級指導教室は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者等を指導の対象に、地域の実情に応じて設置されています。平成28年度の延べ設置数は、県内で市町村立小・中学校100校、県立特別支援学校1校であり、平成24年度と比べて45校増加しています。通級している児童生徒の数は2,774名（平成24年度は2,232名）で、175名（平成24年度は142名）の教員が指導・支援に当たっています。年々、通級による指導を受けている児童生徒の数が増加してきていることから（グラフ2）、通級による指導を県内どこでも等しく受けられる体制整備が求められています。

一方で、児童生徒数の減少に伴い学校数が減っている地域など、市町村の状況によっては、通級指導教室の設置に限りがあるため、中学校に置かれる通級指導教室の数は、小学校に置かれているものより少ない状況です。また、地域の状況によっては、地域を越えて他校の通級指導教室に通う場合もあり、本人・保護者への負担が大きいといった課題もあります。

グラフ2 「県内小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数の推移」
(データは、文部科学省 特別支援教育資料による)



(2) 中学校における通級による指導の推進

平成30年度から「高等学校における通級による指導」が制度化され、本県においても、「高等学校における通級による指導」を実施していく体制が整備されます。

それに伴って、「中学校における通級による指導」においては、「高等学校における通級による指導」を見据え、学びの連続性を意識した指導内容の工夫や切れ目ない支援を行うための工夫などがこれまで以上に必要となります。

(3) 個別の指導計画における通常の学級との整合性・統一性の確保

新学習指導要領においては、これまで努力義務とされていた通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画の作成が義務付けられました。通級による指導は、通級による指導を受けている児童生徒の障害による学習上又は生活上における困難の改善・克服を目的としており、その実現のためには、通常の学級と連携して、通常の学級における授業改善やよりよい学級経営について共に考えていくことが大切です。

しかし、特に他校の通級指導教室に通っている児童生徒の場合、通級による指導担当者と在籍校の学級担任が連携して「個別の指導計画」を作成・検討する機会が少なく、通級指導教室で学習したことを通常の学級における学習にどのように生かしていくかが明確でないなど経営・運営方法について課題があります。

(4) 質の高い「通級による指導」の推進

通級による指導においては、特別の教育課程を編成し、個別の教育的ニーズを把握した上で、個別の指導計画を作成して、「自立活動^{Ⅱ3)}」の内容を取り入れた指導を実施しています。そのため、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い指導が求められています。

施策の方向

(1) 通級指導教室の機能強化・効果的な運営のための体制整備

通級による指導を県内どこでも等しく受けられる環境整備の推進に努めるとともに、通級による指導担当教員が「地域の専門家」として地域の小・中学校教員からの相談に対応（巡回相談）するための体制整備の充実を図ります。また、教育委員会と連携して、体制を整備するとともに、「高等学校における通級」による指導と連携を図り、切れ目ない支援を行うための工夫について、調査研究します。

(2) 中学校における通級による指導の体制整備

小学校で通級による指導を受けていた児童が、中学校でも引き続き通級による指導を受けられるよう市町村教育委員会と連携して、体制を整備するとともに、「高等学校における通級による指導」を充実・発展させて、切れ目ない支援を行うための工夫について、調査研究します。

(3) 学級担任との役割分担の明確化と連携の充実

ア 学級担任と通級による指導担当教員の連携強化

学級担任と通級による指導担当教員による支援の役割分担や双方で行う指導の関連性を明確にすることができるような個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式や活用の仕方について研究します。また、学級担任と通級による指導担当教員との間で懇談会を年間計画に位置付けて実施したり、お互いに授業参観を行ったりするなど双方の連携を強化するための工夫についても研究します。

イ 「通級による指導の手引」の作成

通級による指導の目的や対象、形態、指導事例、個別の指導計画の立案、通常の学級と通級指導教室の連携の在り方などについて、すべての教員が共通理解の下、運営できるよう手引を作成し、市町村教育委員会や園長会、校長会を通じて、すべての学校に対して提供します。

(4) 指導内容及び指導方法の充実

ア 新学習指導要領に基づいた教育課程の編成・実施・評価についての研修

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（H29.3公示）に基づいた教育課程編成・実施・評価についての研修を十分に行い、通級による指導担当教員の専

門性の向上を図ります。

イ 通級による指導担当教員の専門性を向上させるための授業研究の推進

通級による指導担当教員の専門性の向上を図るために、「自立活動の指導」及び「各教科の補充指導」に係る授業研究を推進するとともに、運営に係る事例研究や情報交換を行う場を設定し、指導助言を行います。

ウ 通級による指導の学びを通常の学級で生かす指導の研究

通級による指導において学習した、人とのかかわりや集団参加に関する学習の成果を通常の学級で生かすために、県内外から実践例を集め、情報交換したりモデルを示したりするなど研究を推進します。

3 特別支援学級における教育の充実

現状と課題

(1) 個別の教育支援計画の活用による学校間の適切な引継ぎ及び継続的な支援

平成29年3月に公示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、特別支援学級に在籍する児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成することが示されました。特に、個別の教育支援計画については、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して、乳幼児期からの支援に係る情報を共有することで、それぞれの分野における支援が児童生徒にとって一貫したものになります。そして、情報を就学時や進学時に引き継ぐことによって、生涯学習の観点からも、学齢期から社会参加まで継続性のある指導、切れ目ない支援を実現することにつながります。こうした連携や引継ぎのツールとして個別の教育支援計画を活用していくことが大切ですが、作成はするものの十分な活用までには至っていないのが現状です。

(2) 特色ある教育課程と個別の指導計画に基づいた授業実践

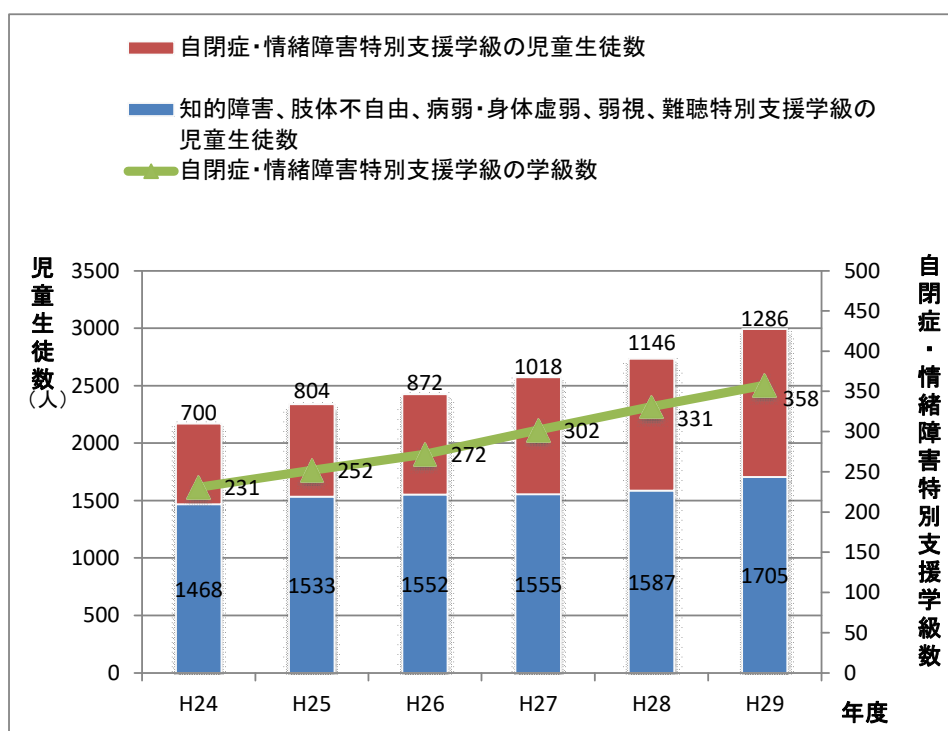
特別支援学級では、在籍する児童生徒の学年が複数にわたっていたり、児童生徒の実態が多様であったりします。また、3名以下の学級が多いことから、社会性を養うための指導とその工夫も欠かせません。一人一人の教育的ニーズに応じていくためには、特色ある教育課程¹¹⁾と個別の指導計画に基づいた授業を行っていく必要があります。それを実現するために、児童や学級の実態に応じた特色ある教育課程を編成する、個別の指導計画の内容を授業に反映させるといったことについての高い専門性が求められます。

(3) 自閉症・情緒障害特別支援学級^{Ⅲ14)}における指導・支援の充実

特別支援学級に在籍する児童生徒の数は年々増加しています（グラフ3、棒グラフ）。多様な障害に応じた指導・支援を充実するために、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置数が増加しており（グラフ3、折れ線グラフ）、今後も、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援の一層の充実が求められています。また、児童生徒それぞれの課題に応じた指導を行うため、学習が個別化してしまうという課題への対応も求められています。

グラフ3 「県内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数等の推移」

（データは、文部科学省 特別支援教育資料による）



(4) 心身の健康、安全、勤労意識の発達を促す指導

自らの持つ力を発揮して自立・社会参加をすることができるようにするために、一人一人の実態に応じた健康と安全に関する指導や勤労意識の発達を促す指導についても具体化していく必要があります。

特に、健康教育^{Ⅱ12)}においては、実践的な取組が多く行われていますが、意図的・計画的な実践までは至っていない場合もあります。また、児童生徒たちの中には、学習活動や人間関係、進路選択など、思春期特有の様々な課題が要因となり、二次障害を引き起こしている場合があります。そのため、心身の発達に伴う体や命の大

切さの理解を促したり、心身の健康課題に対応するための指導・支援を行ったりすることが必要です。さらに、児童生徒の健康課題を小・中学校、その後の進路先に引き継ぐために個別の教育支援計画を活用していくことも求められています。

施策の方向

(1) 個別の教育支援計画を活用した切れ目ない支援の実現

ア 連携のための活用の推進

保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るため、個別の教育支援計画の具体的な活用場面や活用方法について研修を行い、効果的な活用を推進します。

イ 作成方法等に係る手引の作成

具体的な作成方法や記入の仕方などの理解の共通化を図るための手引を作成し、教員への研修会等を通して周知します。また、様式の例や活用方法の例を示した、「気になる子の『個別の指導計画、個別の教育支援計画』パンフレット^{Ⅲ15)}」の周知を徹底します。

(2) 特色ある教育課程の編成と個別の指導計画を活用した指導の充実

ア 特別支援学校のセンター的機能を活用した教育課程編成の充実

特別支援学級において、障害の程度や学級の実態に応じた特別の教育課程を編成するため、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用するための体制整備を推進するとともに、助言する特別支援学校教員の専門性の向上を図ります。

イ キャリア教育の推進

児童生徒が主体的に進路選択に関わることができるようにしていくために、児童相談所、発達障害者支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、高等学校等や特別支援学校高等部（高等特別支援学校を含む。）における体験入学等への参加や、企業等における就業体験の充実を図るなど計画的にキャリア教育^{Ⅱ8)}を推進します。また、教員一人一人がキャリア教育の視点を踏まえて日常的に指導できるような体制を整備します。

ウ 個別の指導計画活用の推進

特別支援学級の担任だけでなく、授業に関わるすべての教員が個別の指導計画の作成に関わり、児童生徒の個別目標を達成するための授業実践に努められるような校内体制の整備を推進します。また、個別の指導計画を活用した教育課程の評価について研究します。

エ 個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の実施の促進

特色ある教育課程の一環として、障害のある子どもが、障害のない子どもと直

接触れ合ったり、共に考えたりすることの楽しさを味わいながら学習に取り組む交流及び共同学習^{I 24)}を実施し、個別の指導計画を効果的に活用して充実を目指します。

オ 一人一人のよさが発揮できる学習場面の設定の推進

通常の学級における各教科や学級活動等の授業の中で、特別支援学級で身に付けた力や一人一人のよさを発揮できる学習場面を設けられるよう、通常の学級の担任と特別支援学級の担任との連携を推進します。

(3) 発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の質的向上の推進

平成29年3月に文部科学省が示した「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン^{III 16)}」を基にした研修を積極的に実施するとともに、各学校での研修を推進します。特に、自立活動の内容を取り入れた指導・支援の充実や知的特別支援学級等における教育課程との相違を明確にした教育課程の実施など、自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援の質的向上を目指し、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置している学校を研究校に指定して、発達障害に係る教育課程、効果的な指導・支援の方法について研究します。

(4) 健康教育に係る実践の推進

ア 歯科保健指導や食に関する指導等実践的な健康教育^{II 12)}の推進

児童生徒が自ら積極的に健康の保持増進に取り組む実行力を身に付けることができるようにするため、歯科保健指導^{II 13)}や食に関する指導などの基本的な生活習慣を形成するための実践的な取組を担当と養護教諭等が協力して推進します。

イ 心身の調和を図るための指導・支援の推進

子どもの思春期における心身の健康課題に適切に対応する能力を育成するため、個別の指導計画を活用して、適切な対人関係を育むための指導や心の健康課題への対応を促す支援の充実を図ります。また、一人一人の状況に応じて、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が情報を共有し、組織的に連携した支援の充実を図ります。

ウ 個別の教育支援計画を活用した連携の充実

就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行うため、個別の教育支援計画を活用し、学校や家庭が地域の医療機関と連携して行う健康管理や福祉機関や相談機関などの関係機関との連携の充実を図ります。また、個別の教育支援計画は、就学前から小・中学校、その後の進路先への引き継ぎ、関係機関との連携を図るためのツールとしての積極的な活用を推進します。

【注釈】

- Ⅲ1) ここで言う「校内委員会」とは、全校的な支援体制を確立し、障害のある子ども等の実態把握や支援方策の検討等を行うために校内に設置する委員会のこと。委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者で構成することとされている（参考「特別支援教育の推進について（通知）」19文科初第125号、平成19年4月）。
- Ⅲ2) 「特別支援教育コーディネーター」とは、各学校において特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員のこと。主に、「校内委員会・校内研修の企画・運営」「関係諸機関・学校との連絡・調整」「保護者からの相談窓口」などを担う。校長が指名し、校務分掌に位置付けることとされている（参考「特別支援教育の推進について（通知）」19文科初第125号、平成19年4月）。
- Ⅲ3) ここで言う「作成率」とは、毎年度文部科学省が実施している「特別支援教育体制整備状況調査」において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の個別の計画を作成している学校の割合のことを指す。
- Ⅲ4) 平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」では、「子供たちの学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやすく示すことが必要である。小学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に、子供たちの障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を示すことが必要である。次期学習指導要領の改訂において、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等との間で教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。」と答申されている。
- Ⅲ5) 平成29年3月に公示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、総則において「特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導」の項で、個々の障害の状態等に応じた指導の工夫や特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程について詳しく記載するとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒全員について個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することを明記した。また、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして教師間の連携に努めていく必要があることが示されている。
- Ⅲ6) 「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日文部科学省初等中等教育局長）は、平成19年4月1日に学校教育法の一部改正が施行されると同時に、全国の都道府県、市区町村教育委員会に対して出された通知であり、特別支援教育に対する基本的な考え方、留意事項等がまとめて示された。
- Ⅲ7) 「ユニバーサルデザイン」とは、「バリアフリー」が障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方である。なお、ユニバーサルデザインの考え方を参考にすることというのは、すべての子どもにとって分かりやすい授業を組み立てることである。

例えば、授業に見通しが持てるように学習のめあてをはっきりと示すことや、キーワードと視覚情報により指示・説明を分かりやすくすること、活動手順や発表手順を絵図で示すなどして手がかりを用意することなどが考えられる。

Ⅲ8) 「自己有用感」とは、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のこと。他人の役に立った、他人に喜んでもらった等、相手の存在なしには生まれてこない感情である。（「生徒指導リーフ」文部科学省 国立教育政策研究所発行）

Ⅲ9) 「専門的スタッフ」とは、医療的ケアに関わる看護師や日常生活の介助や学習活動の支援を行う特別支援教育支援員（平成19年度より国の地方交付税措置が行われている）を指す。

Ⅲ10) 「特別支援教育総合推進事業」とは、国の教育支援体制整備事業費補助金（インクルーシブ教育システム推進事業）交付要綱に基づく補助を受けて、群馬県教育委員会において実施している事業である。

主な取組としては、「特別支援教育エリアサポート」として、5つの教育事務所に配置された特別支援教育専門相談員や各県立特別支援学校の専門アドバイザーが、電話相談や直接訪問により研修・研究協力、関係機関と連携した支援体制の整備等の支援を行うことや臨床心理士等の「専門家チーム」を設けて、困難な事例及び研修会等に対応を行うことなど、各学校における体制整備及び関係部局や機関の連携協力で地域の支援体制整備等を総合的に推進している。

Ⅲ11) 「特別支援教育のセンターとしての役割」とは、特別支援学校がこれまでに充実を図ってきたセンター的機能（①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある児童生徒への指導・支援機能、④保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある児童生徒への施設・設備等の提供機能）を地域の学校に提供していくこと。

Ⅲ12) 「特別支援教育の視点を生かした授業づくり」とは、例えば、「学習課題（めあて）や授業の流れを最初に提示して見通しを持たせる」「板書をノートに書き写すのではなくワークシートに書き込む形にする」「ICTを活用して具体的な様子や動きを示す」など、授業を受けているすべての子どもに分かりやすい授業のこと。また、授業に集中できるよう教室内の掲示物を整理するなどの環境整備も含まれる（参考資料：群馬県特別支援教育センター作成「だれにも分かりやすい授業づくり」より）。

Ⅲ13) 「基礎的環境整備」については、文部科学省が以下のように定義している。「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、『合理的配慮』の基礎となる環境整備であり、それを『基礎的環境整備』と呼ぶこととする。」また、『合理的配慮』の充実を図る上で、『基礎的環境整備』の充実が欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、『基礎的環境整備』の充実を図っていく必要がある。」と合理的配慮を充実させるための基礎的環境整備の重要性についても明示している（平成24年7月「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」資料より）。

Ⅲ14) 「自閉症・情緒障害特別支援学級」とは、情緒障害のために、通常の学級における教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍して、基本的には通常の学級と同じ教科等を学習する学級のこと。それらに加え、自閉症などの子どもには、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関することを学習している。また、選択性かん黙などの子どもは、心理的安定や集団参加に関することを学習している（文部科学省ホームページより）。

Ⅲ15) 「気になる子の『個別の指導計画、個別の教育支援計画』パンフレット」とは、平成22年に特別支援教育課が作成した個別の指導計画、個別の教育支援計画作成・活用のためのパンフレットである。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等それぞれの教師向けに、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成、活用の仕方を分かりやすく解説している。以下のURLに示すWEBページからダウンロード可能。

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=21 (群馬県総合教育センター内 群馬県教育委員会各課発行・提供資料ページ)

Ⅲ16) 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」とは、平成29年3月に文部科学省が発行したガイドラインである。平成16年に文部科学省が示した「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を以下の観点から見直したものである。

- 1 対象を発達障害のある児童等に限定せず、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。
- 2 対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、進学時等における学校間での情報共有(引継ぎ)の留意事項について追記。
- 3 特別支援教育コーディネーター、いわゆる通級による指導の担当教員及び特別支援学級の担任など、関係者の役割分担及び必要な資質を明確化。
- 4 校内における教育支援体制の整備に求められる養護教諭の役割を追記。
- 5 特別支援学校のセンター的機能の活用及びその際の留意事項等を追記。

このガイドラインでは、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと、全ての学校・全ての学級で特別支援教育を実践することが共生社会形成の基礎になることを示している。また、学校に関わる様々な立場の職員それぞれの役割を具体的に示しており、全ての学校・全ての学級で特別支援教育を実践する上で大変参考になる資料である。

Ⅳ 高等学校等における特別支援教育の 取組促進

1 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

現状と課題

第1期計画において、本県は、一人一人の実態に応じた指導の充実に対応するため、「(1) 個別の教育支援計画の活用の推進」「(2) 個別の指導計画を活用した情報の共有化と個別指導の充実」「(3) 特色ある教育課程の編成」という施策について推進してきました。

その成果として、高等学校等における個別の指導計画の作成率は、平成29年度では70.0%となっており、平成25年度の59.2%と比べても10.8ポイント高くなっています。

○個別の指導計画の作成率

H25	H26	H27	H28	H29
59.2%	52.9%	47.1%	48.6%	70.0%

○個別の教育支援計画の作成率

H25	H26	H27	H28	H29
56.3%	44.3%	24.3%	30.0%	31.4%

個別の指導計画の作成率は、上下しながらも、少しずつ高くなってきてはいますが、個別の教育支援計画の作成率は、平成29年度で31.4%となっており、この値は平成25年より24.9ポイント低くなっています。第1期計画で設定した目標値50.0%には届いておらず、一層の推進が求められています。

これらの計画に関しては、中学校から高等学校へ必要な情報が伝わっておらず、高等学校入学後に実態把握から始めるなど、活用に関する課題があります。

また、障害者権利条約¹³⁾の批准に先立ち、国内法の整備が進むことに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月に施行され、個に応じた合理的配慮の提供の義務や基礎的環境整備の必要性が高等学校等でも求められてきています。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応える学習方法や対人関係を学べる教育課程の編成

高等学校等では、一人一人の教育的ニーズに応じた学習の機会を創出するための工夫として、コース制^{IV1)}や教育課程の類型化^{IV2)}、習熟度別学習^{IV3)}などを行っています。しかし、障害のある生徒等の実態は多様化しており、学習方法そのものが分からなかったり、対人関係をうまく築けなかったりして、学校生活に困難を感じているこれらの生徒への更なる対応が求められています。個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成・活用し、障害のある生徒等の教育的ニーズに適切に対応していくことができるよう、各校において、個に配慮した対応を行うことが必要となっています。

(2) 各校における特色ある教育課程の工夫

高等学校等では、生徒の実態や進路希望に応じて、各校が特色ある教育課程を編成しています。本県では、これまで、従来の普通科高校、専門高校、夜間定時制課程及び通信制課程に加え、総合学科高校^{IV4)}、単位制高校^{IV5)}、フレックススクール^{IV6)}及び中高一貫教育校^{IV7)}など、新しいタイプの高等学校等を設置し、生徒の能力・適性・進路希望等に応じた多様な教育を推進してきました。また、生徒一人一人が主体的に進路選択を行えるよう、学校設定教科・科目^{IV8)}を活用するなどして、生徒の興味・関心に応じたボランティア活動、就業体験（インターンシップ）などの体験的活動や、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の工夫に取り組んでいる高等学校等もあります。加えて、平成30年度から「高等学校における通級による指導^{IV9)}」が制度化され、「小・中学校における通級による指導」との連続性を踏まえた指導内容の工夫や切れ目ない支援を行うことが必要となります。

今後は、上述した取組を踏まえて、生徒一人一人に応じた高等学校等の特別支援教育の充実に向けた教育課程の工夫について、実践的研究を進めていく必要があります。また、これらの取組について、他の高等学校等と情報を共有することも大切です。

施策の方向

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用の推進

ア 個別の教育支援計画活用による中学校からの確実な情報の引継ぎの推進

高等学校における支援を充実するために、中学校で行ってきた支援（通級による指導を含む。）を進学先である高等学校へ伝達するなど、個別の教育支援計画を活用して、必要な情報を確実に引き継ぐ取組を推進します。

イ 個別の教育支援計画活用による進路先への情報提供及び卒業後の継続支援についての実践

卒業時の移行支援を充実させるために、家庭と連携しながら進路先に対して個別の教育支援計画を用いて必要な情報の提供を行うとともに、卒業後の支援について、地域の支援機関と連携した取組を行っていきます。

ウ 個別の教育支援計画の活用しやすい様式・形態の研究

合理的配慮の記載等、個別の教育支援計画を用いた連携を推進するために、保護者、高等学校等及び関係機関が活用しやすい様式や形態について検討します。

エ 個別の指導計画活用による校内での情報の共有化

障害のある生徒等が主体的に日常生活を送る上で必要な技能を習得し、望ましい生活習慣の定着を図るために、個別の指導計画で示す指導内容や支援方法に係る全教員が共有して、教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。

オ 巡回指導に係る体制整備の検討

高等学校等に在籍する障害のある生徒等に対する指導・支援を充実するために、特別支援学校（高等部設置校）のセンター的機能を充実させ、個別の指導計画作成・活用についての相談や、校内支援体制に関わる助言などに対応できるよう、巡回指導を充実させます。なお、相談支援に当たっては、各校が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言の方法や援助の内容等の質的な向上に努めていきます。

カ 個別の指導計画作成・活用のための情報提供の充実

個別の指導計画の積極的な活用を図るために、高等学校等に対し、個別の指導計画の作成や活用に係る具体的な情報を提供していきます。

(2) 特色ある教育課程の編成等

ア 就業体験（インターンシップ）による勤労観や職業観の育成

インターンシップ等の体験的な学習の機会を計画的、体系的に提供し、将来の社会的・職業的自立に向け、望ましい勤労観や職業観と進路を主体的に選択する能力を育成します。

イ 義務教育段階における学習内容の確実な定着

障害のある生徒等の実態に応じ、義務教育段階の学習内容について確実な定着を図るために、基礎・基本に係る学校設定教科・科目の研究及び開設を行います。

ウ 特別支援教育支援員等の配置

障害のある生徒等の実態に応じて、義務教育段階と同様に、特別支援教育支援員等を配置するなど、個別の配慮が必要な生徒に対するきめ細かな支援の実施について研究します。

エ 通級による指導による学びの場の提供

「高等学校における通級による指導」が円滑に実施されるよう、その指導内容や指導方法、実施のための校内体制及び関係機関との連携体制、各教科等と通級による指導との指導に関する教師間の連携の在り方などを研究します。

2 特別な学習環境への対応

現状と課題

(1) 中学校までの支援を踏まえた継続性のある支援体制の必要性

中学校から高等学校への進学率は、98.9%(平成29年度学校基本調査(平成29年5月1日現在))であり、その中には、障害のある生徒等も含まれています。障害のある生徒等は、高等学校において、中学校までの支援を踏まえた継続性のある支援体制を必要としています。

(2) 就労に必要な知識・技能等を身に付けることができる環境の整備

高校教育は、社会人、職業人としての自立の基礎をつくる段階であるため、新たな指導・支援を必要とする場合もあります。個別に指導・支援を受け、将来の就労等に必要な知識や技能、態度を身に付けることができる環境の整備が必要です。

施策の方向

(1) 通級による指導の体制整備

「高等学校における通級による指導」については、義務教育段階での通級による指導を踏まえ、障害のある生徒等が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるように、高等特別支援学校と連携しながら、サテライト方式で全領域をカバーしていきます。また、その利用状況や実施上の課題などを精査し、体制の一層の整備を図っていきます。

さらに、特別支援教育支援員等を配置するなど、個別の支援を要する生徒に対するきめ細かな支援の実施について研究します。

(2) 就労に向けた学習環境の整備の検討

障害のある生徒等が、就労に直結する専門的な知識・技能を習得できるよう、社会や企業及び産業界のニーズを踏まえた学習内容の改善や施設設備の整備及び教員の資質向上等について検討します。

3 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級との交流及び共同学習の推進

現状と課題

(1) 交流及び共同学習の意義の理解と実施に向けた意識の高揚

社会人、職業人として自立する基礎を育む高等学校等において、交流及び共同学習^{I24)}を通して、具体的な支援を体験し、障害者への理解を深めることは、障害のある人々の社会的自立を推進する上で、大きな意義があります。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級と高等学校等の交流及び共同学習は、工業高校のものづくり、農業高校の生産活動など多くの場面で行われています。特に、福祉科や福祉コース及び福祉系列^{IV10)}を設置する高等学校の中には、教科「福祉」に係る学習のねらいの達成に有効な手立てとして、特別支援学校等との交流及び共同学習を行っている高等学校があります。より多くの高等学校等が交流及び共同学習の意義を適切に理解し、積極的に特別支援学校等に対して実施を働き掛けるよう、意識を高めていくことが必要です。

施策の方向

(1) 交流及び共同学習の推進

ア 目的に応じた取組の推進

より多くの高等学校等の生徒が、障害者への理解を深め、共生社会の実現に寄与する人材となるよう、交流及び共同学習を実施する目的に応じて、高等学校等の生徒と同年齢である特別支援学校の高等部生徒や、異年齢である特別支援学校の小・中学部児童生徒、小・中学校の特別支援学級児童生徒と交流を進めていきます。

4 キャリア教育の推進

現状と課題

(1) 基礎的・汎用的能力向上のための取組

高等学校等卒業後1年目の離職率は、18.1%と高い割合を示す傾向にあります(厚生労働省2016年全国調査)。これには、自己の適性と職業との間にある大きな隔たりが原因の一つとして考えられます。障害のある生徒等であっても、キャリア教育

Ⅱ⁸⁾を一層充実させ、人間関係形成能力等の基礎的・汎用的能力^{Ⅳ¹¹⁾}を高めていくとともに、家庭や地域の支援機関と情報共有等の連携を行っていくことが重要です。

(2) 自立・社会参加に向けた教育の実践

本県では、平成19年度から、高等学校等における特別支援教育の体制整備に努めてきました。現在、すべての公立高等学校等において、特別支援教育に関する校内委員会^{Ⅲ¹⁾}を設置するとともに、特別支援教育コーディネーター^{Ⅲ²⁾}の指名が行われており、校内体制の整備が進められてきています。今後は、障害のある生徒等の自立と社会参加に向けた取組が重要となります。

施策の方向

(1) 自立・社会参加に向けた指導の充実

ア 人間関係形成能力向上のための学習機会の充実

人間関係形成能力を高めるために、ソーシャルスキル^{Ⅳ¹²⁾}の獲得に係る知識や技能を身に付ける学習の機会を充実させていきます。

イ 就業体験（インターンシップ）の実施

キャリアプランニング能力を高めるために、就業体験（インターンシップ）などの取組を推進します。また、在学中に就業体験（インターンシップ）を行い、将来の社会生活のための基礎を作り、職業観・勤労観の醸成を図ります。

(2) 組織的な支援体制の整備

ア 進路指導担当者を中心とする連絡協議会の研究

就労支援に関する情報の共有や課題解決の取組に向けた進路指導の充実のために、進路指導担当者を中心とする連絡協議会の在り方についての研究を進めます。

イ 関係機関と連携したサポート体制の構築

就業開始時の不安や混乱の軽減と離職防止のために、関係機関と連携したサポート体制を構築していきます。

ウ ジョブコーチ支援制度の利用促進

就労先での働きやすい環境づくりを支援するために、障害の診断や判定がある生徒については、就業後に障害者職業センター等におけるジョブコーチ（職場適応援助者）支援制度^{Ⅳ¹³⁾}を利用した取組を進めます。

5 健康教育の推進

現状と課題

第1期計画では、「校内組織による個別的支援や専門機関の活用の推進」を施策として健康教育^{II12)}を推進してきました。健康教育のより一層の充実を図るためには、次の点が必要だと考えられます。

(1) 中学校からの情報の引き継ぎと校内での情報共有

高等学校等在学中に、学校生活に困難を感じている障害のある生徒等の中には、義務教育段階で学習活動や人間関係、進路選択など、思春期特有の様々な課題が要因となり、二次障害を引き起こしている場合があります。中学校から高等学校に進学するに当たっては、障害のある生徒等の心身に関する健康課題について、中学校からの確実な情報の引継ぎを行うことが必要です。また、高等学校では、その情報を校内で共有し、適切な支援を進めていく必要があります。

(2) 高等学校等入学後の環境への不応による心の健康課題への対応

障害のある生徒等にとって、高等学校等への入学は大きな環境の変化であり、すぐに適応することが難しい場合があります。新しい環境への不応が起こると、自己肯定感が下がり、意欲や気力が低下する場合があります。そこで、予防的な対応も含め、直面する様々な健康課題に対して適切な支援を行うことが必要です。支援に当たっては、障害のある生徒等の情報や指導・支援の方法を校内で共有して、組織的に行う必要があります。

施策の方向

(1) 中学校からの個別の教育支援計画等による引継ぎの推進

障害のある生徒等に関する心身の健康課題や支援方法を中学校から進学先である高等学校へ伝達するために、個別の教育支援計画等を活用して、必要な情報を確実に引き継ぐ取組を推進します。

(2) 校内体制による組織的な支援と専門機関等の活用の推進

障害のある生徒等が積極的に心の健康の保持増進に取り組む実践力を身に付けることができるようにするために、個別の指導計画を活用して一人一人の状況に応じた心の健康課題への支援を行うことに努めます。

支援に当たっては、管理職や校内の特別支援教育コーディネーターを中心として、

生徒指導、教育相談などの担当者、スクールカウンセラーなどが連携し、必要に応じて、特別支援学校の専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）や相談機関・医療機関等の専門機関を活用して、一人一人の生徒の状況を理解し、適切な支援を行う取組を推進します。

【注釈】

- IV1) 「コース制」とは、生徒の特性や進路等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うために、学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択履修することのできる仕組みのこと。
- IV2) 「類型化」とは、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を生徒が選択履修できるようにすること。類型自体をあまり固定的なものにせず、自由に選択履修できる幅を設ける配慮が必要とされる。
- IV3) 「習熟度別学習」とは、学習内容に対する習得度、理解度又は技術・技能の熟練度などの程度に応じた学習集団を適宜編成して授業を行う際の編成形態のこと。
- IV4) 「総合学科」とは、普通教育及び専門教育を選択履修により総合的に行う学科のこと。普通科、専門学科と並ぶ「第三の学科」とも言われる。進路別又は学習内容別にあらかじめ設けられた系列（普通科目及び専門科目からなる選択科目群）を参考にして、自分の興味・関心や進路希望に基づいて時間割を作成し、主体的に学習できる。
- IV5) 「単位制」とは、生徒がそれぞれの履修計画に従い履修した教科・科目ごとに単位を認定し、単位数の合計が卒業要件に達した場合に卒業を認定する課程のこと。本県では、「総合学科高校」「全日制普通科単位制高校」「フレックススクール」で単位制を導入している。
- IV6) 「フレックススクール」とは、単位制の昼間定時制を設置する高等学校に対する本県独自の呼称。昼間部、夜間部などの定時制課程の他に通信制課程を併せ持つこともでき、生徒一人一人の興味・関心や進路希望、生活ペースに即して学ぶことができる。また、定時制であるが、3年間で修了することも可能となっている。
- IV7) 「中高一貫教育校」とは、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶことができる学校のこと。「中等教育学校」「併設型の中学校・高等学校」「連携型の中学校・高等学校」の3つの形態がある。「中等教育学校」は、一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもの。「併設型の中学校・高等学校」は、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。「連携型の中学校・高等学校」は、市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するものです。
- IV8) 「学校設定教科・科目」とは、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう設ける教科及び当該教科に関する科目、学校設定教科以外の教科に係る科目のこと。
- IV9) 「高等学校における通級による指導」とは、これまで小・中学校で行われてきた「通級による指導」を高等学校段階でも行うものであり、「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、学校教育法において、高等学校が適切に特別支援教育を実施することが求められていることから、文部科学省は、学校教育法施行規則の一部（140条及び141条）を改正（平成30年4月1日施行）するなどした。
- これによって、現在、小・中学校において実施されている「通級による指導」が、高等学校又は中等

教育学校の後期課程においても実施できるようになった。各都道府県の主な対応としては、域内に2～3校の高等学校をモデル校として指定し、「自校通級」を行う形をとっている都道府県が多いが、本県は、生徒の発達段階や自尊感情等を考慮し、県内5ヶ所の各教育事務所と総合教育センターの合計6ヶ所を指導場所とする「群馬方式（サテライト方式）」を採用した。

IV10) 「系列」については、IV4)を参照のこと。

IV11) 「基礎的・汎用的能力」とは、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力のこと。

IV12) 「ソーシャルスキル」とは、人間関係を調整する力のほか、調理、公共機関の利用など、社会生活を営む上で必要な技術のこと。ここでは「対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能」のこと。

IV13) 「ジョブコーチ（職場適応援助者）支援制度」とは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の地域障害者職業センターが実施する制度。地域障害者職業センターは各都道府県にあり、群馬県においては、ハローワーク前橋と同じ建物内にある。障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行う仕組みのこと。新たに就職するに際しての支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行う。支援期間は、標準的には2～4か月。適切な支援方法を職場の上司や同僚に伝え、事業所による支援体制の整備を促進し、職場定着を図ることを目的としている。

なお、利用を勧める場合には、本人が障害を受容しており、就職に当たって支援を受ける意志があることに留意する必要がある。

V 就学前から卒業後にわたる切れ目ない 支援体制の整備

1 就学前からの相談・支援体制の整備

現状と課題

(1) 保護者の心情に寄り添った丁寧で継続的な相談支援

障害を早期に発見し、発達段階に応じて計画的に支援していくことは、その後の成長に大きな効果があることから、市町村では、母子保健法に基づく1歳6か月健診や3歳児健診を行うとともに、早期からの相談・支援を行っています。市町村によっては、よりきめ細かな支援を行うために、5歳児健診を行うところも増えてきています。また、県福祉部局の施策により市町村をサポートするシステム^{V1)}もあります。ここでは、子どもの発達段階や障害に配慮した療育の在り方や子どもへの関わり方等について、保護者への助言を行っています。総合教育センターに設置されている「子ども教育相談室」の発達相談においては、1,460人（平成28年度・延べ人数）の相談を行っています。保護者が子どもの障害を受け止めて向き合うためには、保護者の心情に寄り添った丁寧で継続的な相談支援が必要です。

(2) 関係機関の連携による相談先や進学先への情報の引継ぎ

障害のある子ども等が必要とする一貫した適切な指導や切れ目ない支援を可能にするためには、相談支援の履歴をその後の教育支援^{V2)}やその先の進学先へと丁寧に引き継いでいくことが必要です。その際、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携が欠かせないことから、適切な指導・支援に係る情報を共有するために、個別の教育支援計画¹²⁾を活用していくことが重要になります。また、就学・進学する時点やそれ以降においても、障害のある子ども等の教育的ニーズに、障害の状況に適した学びの場の選択について保護者が考えることができるようにするためには、子ども本人や保護者の気持ちに寄り添いながら教育支援を進めていくことが必要です。

施策の方向

(1) 個別の教育支援計画等を活用した切れ目ない支援の充実

ア 就学前に行っている支援の計画等と個別の教育支援計画との関連についての研究

これまで「子育て支援ファイル^{V3)}」等の普及と就学以降の活用の検討を行ってきましたが、引き続き、各学校段階における個別の教育支援計画との関連について研究を進めます。

イ 新学齢児の計画を作成する市町村への支援についての研究

市町村教育委員会による新学齢児を対象とする個別の教育支援計画の作成を支援するために、作成に必要な情報収集に係る関係機関との連携やサポートチーム^{V4)}の仕組みについて研究します。

ウ 就学・進学先等への情報引継ぎの推進

障害のある子ども等が適切な指導・支援を学校で受けたり、各関係機関から有効なサービスを受けたりすることができるように、乳幼児健診等で把握された情報を個別の教育支援計画に取りまとめ、就学・進学先や就労先で活用できるような引継ぎを推進します。

(2) 適切な就学先の決定に向けた相談支援の推進

ア 総合教育センター、教育事務所等が果たしている相談機能の拡充

幼稚園等での指導・支援に係る相談や助言、就学に係る早期からの相談や就学後の継続的な助言を行うことができるようにするために、総合教育センターや、「特別支援教育総合推進事業^{III10)}」により教育事務所、特別支援学校が現在果たしている相談機能の拡充^{V5)}に努めます。なお、相談支援に当たっては、各園(所)が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言の方法や援助の内容などの質的な向上に努めていきます。

イ 市町村での相談体制づくりの推進

市町村教育委員会において、障害のある子ども等の教育的ニーズに応える適切な教育支援が行われるよう、指導主事^{I23)}の専門性の向上を図るとともに、専門家の意見や幼稚園等での情報を保護者と共有し、保護者の心情に寄り添いながら、障害のある子ども等の就学先について早期から継続して考えていく相談体制づくりを推進します。なお、教育支援の在り方については、教育支援担当者が参加する「教育支援に係る推進会議」や各教育事務所ごとに開催される教育支援担当者会議等を通して、市町村教育委員会に国の動向や適切な就学先決定についての考え方等についての情報提供や助言を適切に行っていきます。

ウ 子どもの学びの場について考える保護者のための相談支援の推進

その時点での障害のある子ども等の教育的ニーズに最も的確に応える指導を求める保護者に対して、就学した後の発達や適応の状況を勘案しながら、保護者が柔軟に子どもの学びの場について考えることができる相談支援を推進します。

2 幼稚園等における特別支援教育の推進

現状と課題

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用の推進

平成29年度の県内公立幼稚園における個別の教育支援計画^{I 21)}の作成率^{III 3)}については、51.4%でした。また、平成29年度の県内公立幼稚園における個別の指導計画^{I 22)}の作成率^{III 3)}については、90.3%でした。幼稚園等では個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援を行いながら、その計画の活用を進めているところです。今後、より多くの幼稚園等における個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成及び活用について推進し、障害のある子ども等の教育的ニーズに応えていくことが必要です。

(2) 園(所)内における協力体制づくりと関係機関とのネットワークづくり

個別の指導計画を活用した指導・支援を行っていくためには、園(所)内における協力体制づくりがより一層必要となります。障害のある子ども等が孤立したり、保護者や担任、担当が悩みを抱え込んでしまったりすることのないように、丁寧に相談しながら支援を進めていくことが重要です。障害のある子ども等にとって最適な指導・支援を行っていくためには、個別の教育支援計画を活用し、保護者とのよりよい関係や関係機関とのネットワークづくりについて、より確実なものにしていくよう推進していくことも必要です。

施策の方向

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用した支援の充実

ア 障害に対する理解を深めるために実施する研修の推進

障害に対する教職員の理解を深めるために、引き続き「特別支援教育総合推進事業」により、教育事務所配置の特別支援教育専門相談員や特別支援学校の専門アドバイザー(特別支援教育コーディネーター^{III 2)})が行う助言や援助を活用して、幼稚園等が行う研修の充実を図る取組を推進します。なお、相談支援に当たっては、各園(所)が、速やかに効果的な対応ができるよう、助言の方法や援助の内容などの質的な向上に努めていきます。

イ 計画の活用による園(所)内での情報共有及び委員会設置の推進

一人一人に応じた支援に対する理解を園(所)内で共通化できる指導体制を確立するために、個別の指導計画によって情報を共有し、園(所)内に置く委員会の設

置・開催を推進します。また、個別の教育支援計画によって、園(所)と保護者と関係機関と情報を共有するためのネットワークづくりを推進します。

(2) 健康管理の充実

障害のある子ども等の健康管理には特に配慮を要することから、保健福祉部局との連携の下で、乳幼児健診結果等の情報を就園時に引き継ぎ、一人一人の健康課題^{V6)}を早期から把握し、対応する取組について推進します。

(3) 地域の学校や関係団体との連携協力体制の充実

ア 幼稚園等と小・中学校の連携の強化の推進

障害のある子ども等が必要とする指導・支援を地域の幼稚園等、小・中学校が協力して行っていくために、幼保小連携、小中連携を一層強化し、情報交換や、支援に係る理解の共通化を図る取組について推進します。

イ NPO等地域の支援団体とのネットワークづくり

地域社会の理解や支援を得ながら協働して、障害のある子ども等一人一人の教育的ニーズに応えるために、親の会やボランティア団体、NPO法人等の地域の支援団体とのネットワークづくりを推進していきます。

ウ 「障害児相談担当者連絡会^{V7)}」の拡充

地域ごとの関係者の連携協力体制を強化する一つの機会として、特別支援教育センター（総合教育センター内）が行う、「障害児相談担当者連絡会^{V7)}」を拡充し、全県的な規模で実施していきます。

3 卒業後の支援体制の整備

現状と課題

(1) 高等学校等における卒業後の支援体制の整備

特別支援学校では、進路指導主事を中心に、卒業生の進路先を訪問して、進路先への定着や安定した生活を送ることができているかなどについて聞き取り、その状況を家族や保護者に伝え、卒業生がよりよい生活を送れるようにするための支援に努めています。こうした支援は、進路先や家庭から直接依頼を受けて行う場合もありますが、卒業から数年の間はすべての卒業生を対象に行っています。

障害のある子ども等の卒業後の進路先への定着に係る支援は、特別支援学校に限らずとても重要であり、高等学校等においても卒業後の支援に係る体制整備が必要です。

(2) 成長や指導・支援の記録の関係機関による共有

障害のある子ども等が、卒業後の社会生活を円滑に営むことができるようにするためには、切れ目ない指導・支援が行えるように、成長の記録や指導・支援の記録を、その取扱いに留意して、関係機関が共有し、活用していく必要があります。

施策の方向

(1) 卒業後の支援の充実

卒業後の進路先における充実した生活を送ることができるように、学校による支援体制の充実を図り、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や進路先と連携した支援を推進します。

(2) 支援の継続に活用できる個別の教育支援計画の研究

進路先、関係機関において必要な情報を共有し、卒業後の支援の継続と充実を図ることのできる個別の教育支援計画について研究します。

(3) 「高等学校における通級による指導^{IV9)}」の研究

卒業後の円滑な社会生活を目指すため、「高等学校における通級による指導^{IV9)}」を実施し、より効果的な指導方法や制度の形について研究します。

【注釈】

- V1) 「県福祉部局の施策により市町村をサポートするシステム」とは、例えば「マザーアンドチャイルド」など広域ネットワークにおける事業がある。なお、事業の内容については今後変更となる可能性もある。
- V2) 「教育支援」とは、その子どもの成長にとって最も望ましい「学びの場」について考え、就学先決定について適切な相談、支援、手続きを進めることを言う。以前は「就学指導」などと呼ばれていた。「就学指導」との違いは、就学前からの丁寧な相談、ガイダンスや就学後の適応状態の確認等までを含むことである。
- V3) 「子育て支援ファイル」とは、特別な支援を必要とする子ども一人一人に、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、保護者の了解の下、保健福祉部局、教育委員会等関係部局が連携して作成する書類綴ること。法定健診結果や得意なこと、苦手なこと、必要な支援の情報が記載される子どもの育ちの記録。乳幼児期に作成を開始する。
- V4) 「サポートチーム」とは、在籍園所、医療機関、保健福祉部局（保健師）、特別支援教育コーディネーター、小学校教諭、教育委員会のメンバーがチームを組んで、一人の子どもを対象にした長期にわたる継続した支援を行い、より柔軟な就学先決定を行っていくための組織のこと。
- V5) 「相談機能の拡充」とは、例えば、相談・検査の実施、関係機関の紹介、乳幼児からの支援、研修会実施、専門家チームの派遣、地域サービスの紹介など、子どもに必要な支援は何か、誰が中心になって行うのかなどの具体的な支援の方法についての検討や、個別の教育支援計画の改善を行うなどの機能を拡充すること。
- V6) 「健康課題」とは、新型インフルエンザ等の新たな感染症や、ぜん息、食物アレルギーなど、子どもの現代的健康課題のこと。健康課題は多様化・深刻化しており、障害のある子どもの場合には、体調不良等について上手に伝えられないことも多いことから、課題に適切に対応するための健康管理や指導を工夫していく必要がある。
- V7) 「障害児相談担当者連絡会」とは、障害のある子どもの療育や教育、相談等の担当者を対象に実施している研究協議会・講演会のこと。県内の特別支援学校、小・中学校（通級指導教室）の職員及び教育事務所、市町村教育委員会、教育研究所、障害児通園施設、保健福祉事務所、市町村保健福祉担当課、保健センター、児童相談所、発達障害者支援センター等の職員を対象に、情報交換や研修を行い、各機関が連携を図りながら指導・援助の体制づくりを進めるとともに、担当者の資質向上を図ることを目的としている。
-

VI 専門性の高い人材の育成

1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成

現状と課題

(1) 特別支援学校における専門性の高い教員の育成

特別支援教育をすべての学校で推進するためには、専門性が高く、特別支援教育に対する意欲のある人材の確保・育成に係る施策が必要であり、特に、特別支援学校においては、多岐にわたる専門性に応えることのできる人材の育成が求められています。

(2) 特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習受講の促進

公立特別支援学校における当該障害種の免許状保有者^{VI1)}は66.1%、自立教科等の免許状保有者^{VI2)}(当該障害種)は0.7%、全体として66.9%(全国平均75.7%、平成28年度文部科学省調査結果)となっています。この全体値は、県教育委員会による免許法認定講習^{VI3)}の充実等により、5年前の61.1%(全国平均70.0%、平成23年度文部科学省調査結果)に比べ5.8ポイント上昇しましたが、今後も特別支援教育に携わる多くの教員が特別支援学校教諭免許状を取得できるように、免許法認定講習の受講の促進が必要です。

なお、中央教育審議会の答申(平成27年12月21日)^{VI4)}では、平成32年までにおおむねすべての特別支援学校の教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指す、としています。また、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率については、現状の2倍程度を目標として、取得を促進することを期待している、としています。

(3) すべての教員の基礎的知識の習得、指導力の向上

特別支援学級に限らず、通常の学級に在籍する障害のある子ども等の豊かな学びを保障するためには、すべての教員に対して、障害のある子ども等に対応可能な基礎的知識や指導に係る専門性を高めていく必要があります。

施策の方向

(1) 専門的知識や基礎的技能のある教員の確保

特別支援学校教諭免許状を取得している専門的知識や基礎的技能のある教員の確保に努めていきます。

(2) 階層的研修の実施

ア 管理職、教務主任、担任等、それぞれの職等に応じた計画的な研修の実施

管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーター^{Ⅲ2)}、学年主任、担任、通級による指導の担当等がそれぞれの職等における役割を十分理解し、学校の教育力と特別支援教育に係る専門性を高めることができるようにするために、それぞれの職等に応じた階層的研修の計画的な実施に取り組みます。

また、特別支援学校においては、高等部の整備や複数の障害のある児童生徒の受入れに対応できるよう専門性の向上を図ります。

イ 総合教育センターが行う特別支援教育の研修内容の充実

総合教育センターが主管する幼稚園等新規採用教員、小・中学校と高等学校等の初任者研修、経験者研修で取り組んでいる特別支援教育の研修内容について、階層性を向上させた講義や演習を充実していきます。また、高等学校等初任者研修において、特別支援学校体験研修を実施します。

また、私立学校も含めたすべての学校園の教職員が受講できる研修講座を引き続き実施します。

ウ 特別支援教育コーディネーター等の育成のための階層的研修の実施

小・中学校及び高等学校等の特別支援教育コーディネーターの養成や実践力のある担任等の育成を行うために、経験年数に応じた階層的研修を実施します。

エ 特別支援学校のセンター的機能を充実するための研修の実施

特別支援学校のセンター的機能を充実するために、専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）を対象に、地域の特別支援教育のセンターとしての役割^{Ⅲ1)}に係る研修を実施します。

オ 特別支援学級等の新任者への研修機会の拡充

特別支援学級や通級による指導に初めて携わる教員の専門性向上のために、総合教育センターや教育事務所、特別支援学校が実施する研修の機会を拡充します。

カ 特別支援教育センターが実施する臨床研究会の活用の拡充

特別支援教育センター（総合教育センター内）が実施する臨床研究会について、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや相談機関の相談員の研修機会として、活用の拡充に取り組んでいきます。

(3) 特別支援教育を担当する指導主事の専門性向上

ア 指導主事の専門性の向上

市町村教育委員会で特別支援教育を担当する指導主事¹²³⁾がリーダーシップを発揮して、市町村の特別支援教育を推進し、学校における実践力のある人材を育成できるようにするために、各学校を支援する市町村教育委員会の指導主事等が互いに情報を共有し合ったり、効果的な取組を協議し合ったりする場を設けるなどし、専門性の向上を図ります。

イ 市町村支援のための教育事務所の支援体制の充実

特別支援教育を担当する指導主事のいない市町村教育委員会においては、管轄の教育事務所と連携して、支援体制の充実を図ります。

(4) 特別支援学校教諭免許状取得の促進

中央教育審議会の答申に基づき、平成32年度までの間に、おおむねすべての特別支援学校の教員が当該学校教諭免許状を保有するよう、免許法認定講習の受講の促進を図ります。

また、特別支援学級の担任や通級による指導の担当者には特別支援教育に係る専門性が必要となることから、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた意識の向上と、免許法認定講習の受講の促進を図ります。

(5) 教員交流の推進

すべての学校で、それぞれの教員が有する専門性を発揮して、障害のある子ども等に分かりやすい授業を実施するとともに、そうした積み重ねによって特別支援教育の充実が図られるようにするために、特別支援学校と小・中学校及び高等学校等との教員交流を進めます。

(6) 評価と改善の工夫

特別支援教育に関する専門性の向上に対する取組の状況を、各学校の学校評価に位置付けるなど、各学校が特別支援教育の専門性の向上への取組を評価し、その評価を踏まえた改善ができるような仕組みについて、検討を行います。

【注釈】

- VI1) 「当該障害種の免許状保有者」とは、当該教員が担当している学級の主となる障害種の特別支援教育の領域に対応した特別支援学校教諭免許状保有者のこと。
- VI2) 「自立教科等の免許状保有者（当該障害種）」とは、自立教科教諭免許状保有者のこと。専ら当該の自立教科を担当している者又は自立活動教諭免許状保有者であり、専ら当該障害種（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育）の自立活動の指導を行っている者のこと。ただし、「当該障害種の免許状保有者」に該当する者は除く。また、自立教科等の教諭免許状とは、特別支援学校の自立教科教諭免許状（教育職員免許法施行規則第63条に規定）及び特別支援学校の自立活動教諭免許状（教育職員免許法施行規則第63条の2に規定）を指す。
- VI3) 「免許法認定講習」とは、一定の教諭免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設される講習のこと。
- VI4) 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」（平成27年12月21日）では、「平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指す」と答申された。
-

Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備

＜第1期計画の推進期間における取組み＞

第1期計画（平成25年度～29年度）は、「群馬県特別支援学校の配置及び整備計画」（平成24年度～26年度）を継承して策定し、計画的な整備に取り組みました。また、平成29年3月には「特別支援学校の整備に関する実施方針^{Ⅶ1)}」（以下「実施方針」という。）を策定して、高等部設置等の一部の取組については早期に取り組むこととしました。その概要は次のとおりです。

○ 未設置地域への特別支援学校の配置及び整備

義務教育段階の学校設置に取り組み、平成27年度の吾妻特別支援学校の開校により、未設置地域（藤岡、富岡、吾妻）を解消しました。

○ 市立特別支援学校の県立移管

伊勢崎市、館林市は平成25年4月、桐生市は平成29年4月に県立移管しました。他の3市（前橋市、高崎市、太田市）とも引き続き協議を継続しています。

○ 特別支援学校の再編等

「実施方針」に基づき、知的障害を併せ有し、医療的ケアの必要な肢体不自由の児童生徒を、平成30年4月から受け入れるために施設設備の改修や、職員研修の実施等、必要な体制の整備に取り組みました。

高等部については、未整備地域の段階的な解消に向けて、沼田地域の整備から着手していたところですが、「実施方針」に基づき、残る藤岡、富岡、吾妻の各地域についての計画については「段階的な整備」を見直し、平成30年4月の同時期開設するための体制整備に取り組みました。

また、通学負担軽減の一環として、二葉特別支援学校及び二葉高等特別支援学校にスクールバス5台を平成30年度から順次導入することとしました。

1 未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備

現状と課題

(1) 通学負担の軽減

義務教育段階の特別支援学校については、従来から設置が進んでいた中毛地域、

東毛地域に加え、第1期計画期間で、富岡甘楽、藤岡多野、吾妻の各地域への設置に取り組み、平成27年度の吾妻特別支援学校の開校をもって、未設置地域を解消することができました。

現在は、沼田、藤岡、富岡、吾妻には高等部がなく他地域へ通学していること、また、知的障害を併せ有し医療的ケアの必要な肢体不自由児の児童生徒は、主に二葉及び二葉高等特別支援学校、あさひ特別支援学校に通学しており^{Ⅶ2)}、通学負担が大きいことが課題となっています。

施策の方向

「身近な地域^{Ⅶ3)}で学び、就労へ」「小規模校によるきめ細かな就労支援へ」が、群馬県の特別支援学校の特色です。この「群馬らしさ」を大切に、以下の方針に沿って取り組みます。

(1) 小学部から高等部段階まで身近な地域で学べる教育環境の整備

通学距離を短くするため、生活の中心となる場所に設置し、通学負担が少ない教育環境を整備します。

(2) 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充

複数の障害のある児童生徒を受け入れていくことを考慮し、医療的ケアが実施できる指導・支援体制の整備に努めます。

(3) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境の整備

障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いの理解を深め、共に学びを追求できるよう、できるだけ同じ場で共に学ぶ教育を推進するため、交流及び共同学習が実施しやすい環境づくりをしていきます。

(4) 地域の特別支援教育の拠点整備

地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担う特別支援学校の設置及び整備を行い、特別支援教育の拠点としていきます。

(5) 教職員の人事交流の推進

地域の小・中学校等と特別支援学校との人事交流を行うことで、地域の小・中学校等の教員が特別支援教育に携わる機会を増やし、多くの教員が障害のある子どもたちへの理解を深めることにより、小・中学校等の子どもたちに、「共に学ぶ」という考えが普及するようにします。

事業計画

		年度		29	30	31	32	33	34
高等部整備	沼田特別支援学校 (小中高一体型の校舎の整備)	小中学部仮設校舎							
			校舎改築	小中学部仮設校舎で受入れ					
					新校舎で受入れ				
高等部整備	藤岡特別支援学校 (高等部校舎新設) (体育館新設)	設計	仮設校舎で受入れ						
			引き続き検討	校舎新築	新校舎で受入れ				
高等部整備	富岡特別支援学校 (富岡東高校跡地)				富岡東高校跡地で30年度から受入れ				
				改修					
高等部整備	吾妻特別支援学校 (吾妻高校跡地)				30年度から受入れ (小中学部校舎)				
				改修	吾妻高校跡地で31年度から受入れ				
医ケア※	伊勢崎特別支援学校			29年度から受入れ					
	伊勢崎高等特別支援学校	改修			30年度から受入れ				
	太田高等特別支援学校	改修			30年度から受入れ (既存校舎)				
教室不足	館林高等特別支援学校			引き続き検討					
	伊勢崎特支、高崎特支、ほか			引き続き検討					
SB※	二葉・二葉高等特別支援学校					30年12月 2台、31年3月 2台			
						31年5月 1台			
沼田、藤岡、吾妻、桐生等				導入・増車・更新等について検討					

※医ケア：知的障害を併せ有し、医療的ケアの必要な肢体不自由の児童生徒

※SB：スクールバス

2 市立特別支援学校の県立移管

現状と課題

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市には、昭和30年代から40年代にかけて、知的障害のある子どもを対象とした市立特別支援学校（小・中学部）が設置され、それぞれ特徴を持って運営されてきました。

この間、本県では、設置市に対して財政的な支援を行ってきました。

そして、平成23年度から、関係する6市と市立特別支援学校の県立移管の協議を開始し、合意がなされた伊勢崎市及び館林市については平成25年4月から、桐生市については平成29年4月から県立に移管しました。

今後も、残る3市と協議を継続し、県立特別支援学校としての運営に係る検討を継続します。

施策の方向

(1) 義務教育段階の学校としての移管

義務教育段階（小・中学生年齢相当）の子どもを受け入れてきた市立特別支援学校について、設置する市と十分に協議を行い、条件面での合意を得られたところから、県立特別支援学校（小・中学部）として移管していきます。

(2) 一人一人に応じた指導・支援の継続

県立移管に際しては現在の市立特別支援学校の特徴を生かしつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のより一層の充実を図ります。また、複数の障害のある子どもの受入れについて検討します。

(3) 地域の特別支援教育のセンターとしての役割

地域における特別支援教育のセンターとしての役割を維持し、より発展させていくとともに、他の特別支援学校などとの学校間や教員間の円滑な連携を進め、様々な障害種別の特別支援教育に関する幅広い情報を共有できるようにして、地域の小・中学校等への助言や援助をより幅広く行っていきます。

(4) 交流及び共同学習の推進

地域の小・中学校等との交流及び共同学習を引き続き進めるとともに、地域の関係機関との連携について、継続的に取り組んでいきます。

(5) 小・中学部と高等部の連携

小・中学部と高等部・高等特別支援学校との連携をより進め、キャリア教育など、連携した教育を行いやすくしていきます。

(6) 教職員の人事交流の推進

市立特別支援学校を県立移管し、地域の小・中学校と特別支援学校との人事交流を行っていくことで、地域の特別支援教育の推進を担う中核となる教員を育成していきます。

多くの教員の障害のある子ども等に対する理解が深まることにより、小・中学校の子どもに、「共に学ぶ」という考えが普及するようにしていきます。

(7) 県立移管に係る財産の取扱い

市立特別支援学校に係る土地や建物等の財産関係については、これまで行ってきた県立移管の際の基本的な考え方と同様に、市の譲与（無償譲渡）を前提とした協議を行っていきます。

土地や建物を市が無償貸与して、県立特別支援学校として県が運営していく方法（運営の移管）についても設置市と協議していきます。

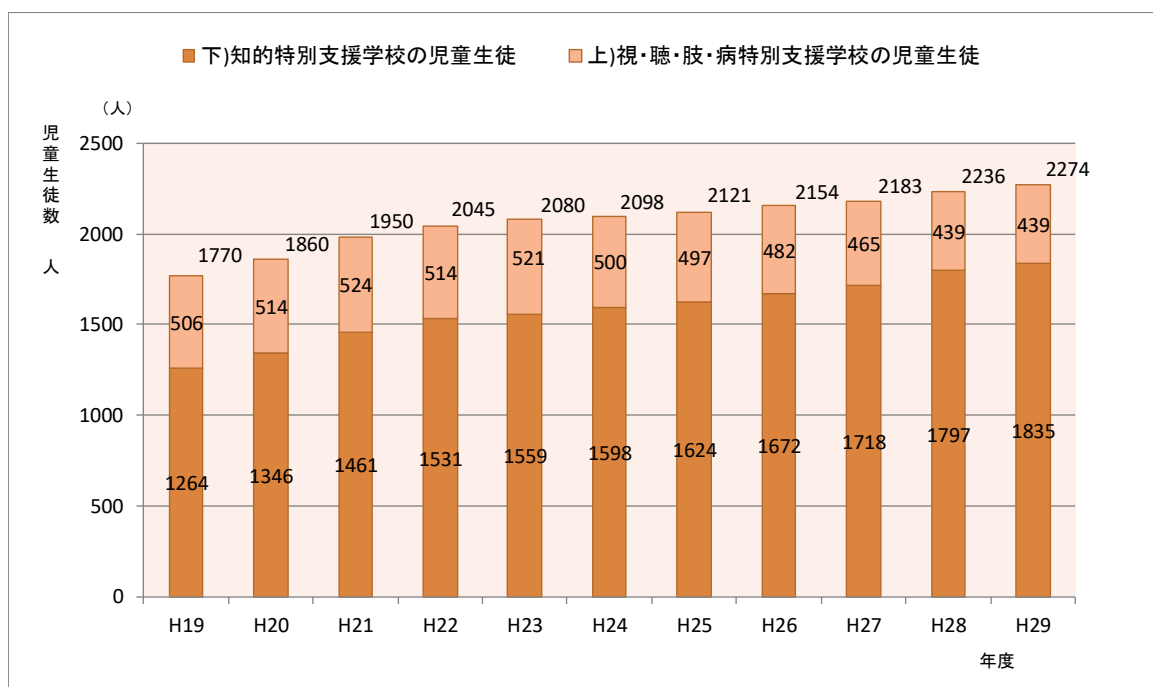
3 特別支援学校の再編等

現状と課題

(1) 知的特別支援学校における児童生徒数の増加

県内特別支援学校に通う子どもの数は、平成19年度から10年間で504名増加し、平成29年度には2,274名（グラフ4）となっています。知的特別支援学校では10年間で571名増加し、平成29年度は1,835名で、全障害種のうち80.7%となっています。視覚、聴覚、肢体不自由、病弱特別支援学校においては、横ばい又は減少傾向にあります。また、特別支援学校は、県立23校（視覚1校、聴覚1校、知的16校、肢体不自由3校、病弱(分校も含む。)2校)と市立3校、国立1校、私立1校（いずれも知的障害のある子どもを対象とする。）があります（平成29年4月1日現在、図3）。

グラフ4「県内特別支援学校の児童生徒数の推移」



○県内特別支援学校一覧

設置	障害種	No.	学校名	所在地	
県立	視覚	①	盲学校	前橋市	
		②	聾学校	前橋市	
	知的	③	しろがね特別支援学校	前橋市	
		④	高崎特別支援学校	高崎市	
		⑤	桐生特別支援学校	桐生市	
		⑥	伊勢崎特別支援学校	伊勢崎市	
		⑦	沼田特別支援学校	沼田市	
		⑧	館林特別支援学校	館林市	
		⑨	渋川特別支援学校	渋川市	
		⑩	藤岡特別支援学校	藤岡市	
		⑪	富岡特別支援学校	富岡市	
		⑫	渡良瀬特別支援学校	みどり市	
		⑬	吾妻特別支援学校	中之条町	
		⑭	前橋高等特別支援学校	前橋市	
		⑮	高崎高等特別支援学校	高崎市	
		⑯	伊勢崎高等特別支援学校	伊勢崎市	
		⑰	太田高等特別支援学校	太田市	
		⑱	館林高等特別支援学校	館林市	
		肢体	⑲	二葉特別支援学校	高崎市
			⑳	二葉高等特別支援学校	高崎市
	㉑		あさひ特別支援学校	桐生市	
	病弱	㉒	赤城特別支援学校	本校	
		㉓	支援学校	小児医療センター校	
市立	知的	㉔	前橋市立前橋特別支援学校	前橋市	
		㉕	高崎市立高崎特別支援学校	高崎市	
		㉖	太田市立太田養護学校	太田市	
国立	知的	㉗	群馬大学教育学部 附属特別支援学校	前橋市	
私立	知的	㉘	支援学校 若葉高等学園	前橋市	



注) 丸数字については、表中の学校の位置を示すもので、学校の数を示すものではありません。

○赤丸数字：高等部整備 ○ピンク丸数字：複数の障害対応(医療的ケア含む重複障害対応) ○青丸数字：市立特支

図3 県内特別支援学校の設置状況(平成29年4月1日現在)

(2) 身近な地域への通学及び複数の障害への対応^{Ⅶ3)}

より多くの障害のある子どもが身近な地域に通学できるようにするとともに、複数の障害への対応の充実を図るために、今後も引き続き県内の特別支援学校（分校・分教室を含む。）の配置及び整備について検討していく必要があります。

また、通学負担の軽減のための施策として、スクールバスの充実などにも取り組むことが必要です。

(3) 高等部の検討

特別支援学校には、小学部、中学部を置く学校、高等部のみを置く学校、又は小学部、中学部、高等部のすべてを置く学校がありますが、義務教育段階にある小学部、中学部と、義務教育を終えた高等部では、その教育の目的が異なる部分もあります。そのため、小学部、中学部、高等部と一貫した教育については、その在り方などについて検討が必要です。

また、高等部を設置する特別支援学校及び高等特別支援学校については、各校の在り方や、県立学校としての役割分担の整理などのほか、寄宿舎が設置されている5校については、寄宿舎の在り方や老朽化対策、スクールバスと併せた通学区域などについて、児童生徒の動向にあわせた検討が必要です。

施策の方向

(1) 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充

障害の重度・重複化への対応と通学負担の軽減のために、複数の障害種に対応した特別支援学校の拡充を図っていきます。

ア 知的障害のある肢体不自由の子どもへの知的特別支援学校への受入れ促進

知的障害を併せ有する肢体不自由の子どもへの知的特別支援学校への受入れを促進します。

イ 肢体不自由のある子どもへの通学負担の軽減

肢体不自由（単一障害）のある子どもへの病弱特別支援学校への受入れなど通学負担の軽減について検討します。

(2) 高等部の在り方に係る検討

ア 高等特別支援学校と小・中学部に併設された高等部を持つ特別支援学校の在り方の見直し

県内の各地域で身近に通える高等部が整備された中で、高等特別支援学校と小・中学部に併設された高等部を持つ特別支援学校との在り方について検討します。

イ 発達障害等を併せ有する子どもの指導・支援に係る調査・研究

発達障害等を併せ有する子どもに適した高等部の在り方について、他県における事例等の情報収集を行うなどして、調査・研究を行います。

(3) 通学区域の見直し

前述の「1 未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備」及び「2 市立特別支援学校の県立移管」の状況を踏まえ、通学負担の軽減や子どもが必要とする最も適切な教育の場を選択することができるようにするために、通学区域の見直しについて検討します。

(4) 特別支援学校に通う児童生徒の通学対策

通学が困難な児童生徒のためなどの寄宿舎を維持しつつ、スクールバスの整備等により安全に通学できる環境整備を進めます。

特に、県内5校にある寄宿舎が老朽化している現状を踏まえ、持続可能で効果的な寄宿舎の役割・在り方について検討するとともに、スクールバスや上記「(3)通学区域の見直し」と併せ、抜本的な通学対策等の見直しに取り組みます。

(5) 学習環境の整備のための施設・設備の充実

施設・設備の充実と学校施設のバリアフリー化を促進し、障害に配慮した学習環境の整備を進めます。また、知的特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するために、校舎の増改築について検討します。特に教室不足の解消に取り組みます。

(6) 特別支援学校がセンターとしての役割を果たすための環境整備

特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすために必要な環境整備として、既存の会議室等を有効に活用することに留意しつつ、地域の小・中学校や高等学校等の教員研修や連絡調整等を行うための研修室、小集団による多様な学習形態に対応できる多目的教室・自立活動室・プレイルームや、他校の子どもや保護者等が気軽に立ち寄ることができる相談室などの整備について検討します。

【注釈】

Ⅶ1) 「特別支援学校の整備に関する実施方針」とは、平成29年3月に県教育委員会事務局（管理課・特別支援教育課）が策定したもので、第1期の群馬県特別支援教育推進計画に基づく施策のうち、今後早急に取り組むべきことを示したものの。

○ 施策の方向

1 小学部から高等部段階まで身近な地域で学べる環境の整備

高等部が未整備の沼田、藤岡、富岡、吾妻特別支援学校に高等部を開設し、身近な地域で学び、地元の事業所や施設との連携を図った職業自立を目指した教育ができる環境を整備するため、平成30年4月から高等部生徒を受け入れるとともに、早期の体制整備を目指すもの。

2 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充

知的障害を併せ有し、医療的ケアの必要な肢体不自由のある児童生徒受入れについて、全県的な視野から受入体制の整備を進めるため、29年4月から伊勢崎特別支援学校、30年4月から伊勢崎高等、太田高等特別支援学校で受入れ開始を目指すもの。

3 特別支援学校に通う児童生徒の通学対策

スクールバスの整備等により安全に通学できる環境整備を進めるもので、二葉・二葉高等特別支援学校のスクールバス購入・プラットホーム整備に取り組むもの。

Ⅶ2) 主な通学先は、二葉特別支援学校及び二葉高等特別支援学校、あさひ特別支援学校であるが、障害の程度等によっては受け入れている学校がある。

平成29年度では次のとおり。

二葉特支37名、二葉高等特支14名、あさひ特支9名、伊勢崎特支1名、沼田特支4名、館林特支3名、藤岡特支2名、富岡特支1名、吾妻特支1名

Ⅶ3) 公立特別支援学校の設置については、設置条例において規定される。いかなる形態の特別支援学校をどのように配置していくかについては、設置者である都道府県等において、地理的な状況や各障害種別ごとの教育的ニーズの状況など、それぞれの地域の実情に応じて判断することになる。

平成18年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年4月施行)」の成立を受けて、平成18年7月に出了れた文部科学事務次官通知「特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正について(通知)」では、「児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により児童生徒等の能力を可能な限り發揮できるようにすること等を勘案しつつ、児童生徒等の障害の重複化への対応という今般の制度改正の趣旨を踏まえ、可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行う方向で検討されることが望ましいこと」とされた。

VIII 特別支援教育の理解啓発

1 障害のある子ども等の自立・社会参加に係る理解啓発

現状と課題

(1) 関係機関等との連携による広報や啓発事業への取組

共生社会の実現に向けて、より多くの人々に特別支援教育の推進について理解啓発を図っていく必要があります。さらに、平成28年4月から施行された障害者差別解消法^{Ⅷ1)}により、行政機関や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮^{Ⅷ2)}の提供が義務付けられたことから、併せて理解啓発を強化していく必要があります。

県教育委員会や特別支援学校では、これまでも、「ハートフルアート展（群馬県特別支援学校児童生徒作品展）」の開催や理解啓発リーフレットの作成、学校公開の取組などを進めてきました。今後もこうした取組を一層充実させるとともに、関係部局、市町村教育委員会、関係機関や団体、保護者等との連携を図りながら、障害のある子ども等や特別支援教育に対する理解啓発のための広報や啓発事業に取り組むことが重要です。

また、県では、群馬県手話言語条例¹⁹⁾の施行に伴う教育分野の取組として、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及と啓発を推進することとしています。さらに、県新規採用職員研修において、特別支援学校等での体験研修を実施し、障害のある子ども等に対する理解を深めるよう努めています。

施策の方向

(1) 理解啓発事業の実施

ア 理解啓発イベントの開催

特別支援教育に対する関心を高めるために、引き続き「ハートフルアート展」を開催します。

また、労働、福祉、教育に関係する部局が連携して取り組む啓発事業の実施も検討します。

イ 講演会、ワークショップの開催

子育てや雇用等における障害者への理解を推進するために、市町村や教育事務

所、県のそれぞれの単位で、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係部局や関係団体と協力して、地域住民や企業を対象とした講演会やワークショップを開催します。

ウ 理解啓発リーフレットの作成と配布

特別支援教育に関する県や市町村の施策等について知らせるために、リーフレットを作成して、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、高等学校等の保護者等に配布します。また、市町村の関係部局の協力を得て、教育や福祉の相談窓口にはリーフレットを備え置き、広く県民に周知できるよう工夫します。

(2) 教育委員会や学校のWebページ等での情報提供の充実

特別支援教育に関心を持って情報を得ることができるようするために、国の動向や県の施策、各校の取組等を積極的に公開するなどWebページの内容を充実させ、提供の仕方を工夫して、特別支援教育に関する情報を提供していきます。

また、特別支援教育に係る情報を広く周知するために、特別支援教育センター（総合教育センター内）が、研究・研修資料の提供や、電話・来所による相談を行うなどして、キーステーションとして情報を提供します。加えて、Webページを活用した研修会や相談機関に関する情報提供を拡充していきます。

(3) 特別支援学校の教育活動の公開

特別支援教育及び特別支援学校や特別支援学級等における教育活動に対する保護者や地域住民の理解を得るために、計画的に授業の公開を行うなどして、社会に開かれた学校づくりを一層推進していきます。

地域や企業を対象に、特別支援学校の有する教育機能やセンター的機能に対する理解を図るために、公開講座や学校施設公開等を引き続き充実させます。

(4) 学校間の交流の推進

すべての子どもの障害に対する理解を促進し、一人一人の個性を大切に思う心を育むために、特別支援学校と幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、高等学校等との間で行われている学校間の交流に多くの幼児児童生徒が参加できるようにし、より一層充実させていきます。その際には、リーフレットを活用して、交流の意義や目的に対する理解を深められるようにしていきます。

(5) 居住地校交流の推進

特別支援学校に通う児童生徒たちの居住地における人的・社会的基盤の形成を図るために行う居住地校交流を推進し、同じ地域で生活する子どもたちや、その保護者等に対して、特別支援学校に通う児童生徒への理解を促進し、共に学び、共に生きる地域社会の実現に努めます。

なお、居住地校交流の推進に当たっては、実施に際しての課題を明らかにすると

ともに、リーフレットの活用等により、居住地域にある学校に対して、交流の意義等についての理解促進を図ります。

(6) 障害特性の理解に係る学習

障害に対する理解を深める学習の充実を図るために、障害特性に係る資料や情報の提供に努めます。授業を担当する教員が、より正しい理解に立って、子どもたちの学習をサポートすることができるようにしていきます。

(7) 群馬県手話言語条例¹⁹⁾の施行に伴う教育分野の取組

県は、本条例¹⁹⁾の趣旨に基づいた「群馬県手話施策実施計画^{Ⅷ3)}」のうち、学校における手話の普及と啓発を推進するため、以下の点を進めます。

ア 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境整備

(ア) 聾学校乳幼児教育相談^{Ⅷ4)}では、手話を用いた親子の豊かなコミュニケーション及びことばの発達に関する支援や、手話に関する相談及び情報提供を行います。

(イ) 聾学校では、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階等を踏まえ、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて各教科等を学んだり、自立活動において手話を学んだりする指導の充実に努めます。

(ウ) 学校等における手話の活用や研修を支援する取組を進めます。

イ ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援

(ア) 聾学校は、PTAと協力し、ろう児同士やろう者を含む保護者同士が、日常的に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、手話について学んだり、相談したりできる機会の設定に努めます。

(イ) 聾学校では、聴覚障害支援センター^{Ⅷ5)}を中心に、きこえやことばに関する相談・支援の推進や、手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助を行います。

ウ ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実

(ア) 手話に通じたろう者を含む教員の確保や、手話に関する技術の向上などの様々な教育課題に対応できる教員としての専門性を高めるための研修に努めます。

【注釈】

Ⅷ1) 障害者差別解消法とは、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」といい、その制定の経緯や基本的な考え方は以下のとおりである。

(1) 法の制定の経緯

法は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とする。

(2) 法の基本的な考え方

ア 法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

イ 法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

Ⅷ2) 合理的配慮とは、次のとおり。

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならないとしている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担

が過重でないものである。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる可能性がある点は重要であることから、環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましい。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明には、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者や日常生活・学習活動などの支援を行う支援員等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

オ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されるこ

とも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

カ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合には、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。

以上、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より抜粋。

Ⅷ3) 「群馬県手話施策実施計画」とは、群馬県手話言語条例の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画であって、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン6 (H27～H29)」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画。平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間として策定された。なお、「バリアフリーぐんま障害者プラン6」の終期に、新プランの策定にあわせて計画の中間見直しを行うとされている。手話が、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すこととしている。

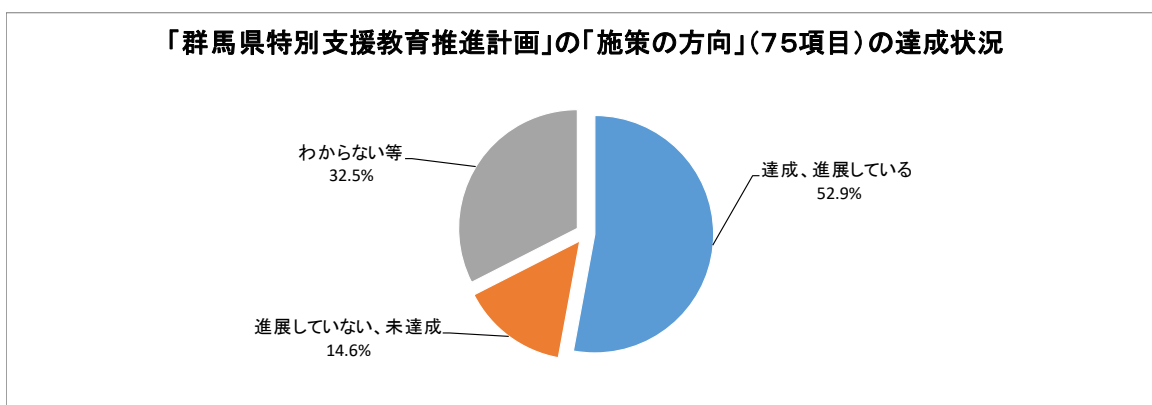
Ⅷ4) 聾学校では、昭和48年から3歳未満の幼児と保護者に対する相談を開始した。現在は、出生と同時に聴覚検査が可能となっており、0歳から5歳の乳幼児とその保護者を対象に、週1～2回の相談を行っている。

Ⅷ5) 聾学校では、「聴覚障害支援センター」を設置している。主な事業内容としては、「教育相談」「定期的継続的な教育相談及び通級による指導」「教員に対する研修や児童生徒に対する聴覚障害理解に関する授業協力」などを実施している。

資料

「群馬県特別支援教育推進計画」に係るアンケート調査の結果について

- 1 調査期間 平成29年6月12日から平成29年12月4日
- 2 調査対象 群馬県小学校長会役員校長、群馬県中学校長会役員校長、私立小中学校長会役員校長、群馬県高等学校長協会役員校長、群馬県国公立幼稚園長会役員校長、私立幼稚園長会役員校長、群馬県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会役員校長、県内特別支援学校長（群馬県特別支援学校長会長を含む。）、県内特別支援学校PTA会長（群馬県特別支援学校PTA協議会長を含む。）、群馬県PTA連合会役員PTA会長、群馬県高等学校PTA連合会役員PTA会長、各市町村教育委員会特別支援教育主管課長、各教育事務所長、総合教育センター長、特別支援教育課長、計253名を対象として実施。
- 3 調査項目 「群馬県特別支援教育推進計画」の中で掲げた「施策の方向」（75項目）に係る目標の達成状況
- 4 回収率 79.1%
- 5 調査結果の概要
＜目標の達成状況について＞



75項目に係る目標の達成状況については、「平成25年4月から平成29年6月までの達成度又はその進展状況について評価してください。」の間に、「達成・進展している」と回答した割合は平均で52.9%と、過半数以上が評価した。一方、「進んでいない・未達成」が14.6%であった。「分からない等」の回答は、32.5%であった。

<75項目別の結果>

(1) Ⅱ 特別支援学校における教育の充実

4 進路指導の充実のうち、(1)進路選択に係る支援の充実について、達成・進展しているが82.6%、5 健康教育の推進のうち、(1)健康教育に係る実践の推進について、達成・進展しているが78.7%、1 一人一人の教育的ニーズに応える教育内容の充実のうち、(1)「個別の教育支援計画」を活用した教育の充実等及び(2)「個別の指導計画」を活用した授業の充実について、達成・進展しているが共に76.6%と高かった。主な意見としては、4-(1)では、「個別の教育支援計画を活用し、関係機関との連携を図れている」「保護者への情報提供の取組が意識の高まりに成果を上げている」等であった。5-(1)では、「歯科保健や食に関する指導が積極的に取り組まれている」「保護者、学校及び医師等と情報を共有しながら、校内体制を築いている」等であった。1-(1)及び(2)では、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を保護者を中心に作成し、授業実践に生かしている」「関係機関との連携に活用している」等であった。

しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(1)及び(2)では、「すべての特別支援学校での共有化については未達成」「実践集の作成には至っていない」等、5-(1)では、「医師との連携で個別の教育支援計画は活用されていない」等が挙がっていた。

一方、2 交流及び共同学習の推進のうち、(2)組織的・計画的な交流及び共同学習に係る研究について、進展していない・未達成が21.3%であった。主な意見としては、「実践研究は推進しているが、実践集の作成には至っていない」等であった。

(2) Ⅲ 小中学校における特別支援教育の取組促進

1 通常の学級における特別支援教育の推進のうち、(1)すべての子どもが共に活躍できる授業づくりについて、達成・進展しているが80.2%、(3)交流及び共同学習の機会拡充について、達成・進展しているが69.6%、3 特別支援学級における教育の充実のうち、(4)通常の学級との交流及び共同学習の充実について、達成・進展しているが68.5%と高かった。主な意見としては、1-(1)では、「分かりやすく特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりが意識され、推進されている」等であった。1-(3)では、「多くの学校において、交流学习が定着してきた」「教職員の意識、実践ともに確実に向上してきている」等であった。3-(4)では、「個別の指導計画に沿って、計画的に実施できている」「交流及び共同学習の意義についての理解が進んでいる」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(1)では、「個別の指導計画の活用は不足を感じる」等、1-(3)では、「交流を行っている

学校と行っていない学校がある」等、3-(4)では、「日常的な実践例に係る情報提供については課題が残る」等が挙がっていた。

一方、3 特別支援学級における教育の充実のうち、(3)特色ある教育課程の編成について、進展していない・未達成が35.1%であった。主な意見としては、「特別支援学校のセンター的機能の活用はあまり進んでいない」「研究校の指定は行っておらず、発達障害に係る教育課程の研究開発は行われていない」等であった。

(3) **Ⅳ 高等学校等における特別支援教育推進体制の整備**

1 特別支援教育の推進に係る校内体制の整備のうち、(1)教職員研修の充実について、達成・進展しているが43.8%、5 キャリア教育の推進のうち、(1)社会参加に向けた指導の充実について、達成・進展しているが37.5%、6 健康教育の推進のうち、校内組織による個別的支援や専門機関の活用推進について、達成・進展しているが37.5%であった。主な意見としては、1-(1)では、「特別支援教育コーディネーターの配置により、校内研修及びケース会議等が計画的に実施され、充実してきている」等であった。5-(1)では、「特別支援学校職業自立推進事業により、職業教育の充実、就業体験先の開拓など、就労支援が充実している」「各所で特別支援学校の生徒が活動しており、好印象を受ける」等であった。6では、「一人一人の状況に応じた心身のケア等の支援が実施できている」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(1)では、「校内研修では、特別支援学校の助言・援助を活用していない」等、5-(1)では、「障害のある生徒に特化したインターンシップについては行っていない」等、6では、「支援体制は充実しつつあるが、関係機関の活用や校内組織が連携して取り組むことは、さらに連携を深める必要がある」等が挙がっていた。

一方、2 一人一人の実態に応じた指導の充実のうち、(1)個別の教育支援計画の活用の推進について、進展していない・未達成が50.0%であった。主な意見としては、「個別の教育支援計画が、卒業校からの情報提供、進路先への情報提供及び卒業後の継続支援等に活用されていない」等であった。

(4) **Ⅴ 早期からの一貫した支援体制の整備**

1 早期からの相談・支援体制の整備のうち、(2)適切な就学に向けた相談支援の推進について、達成・進展しているが72.7%と高かった。主な意見としては、「専門家による指導上の助言や相談が継続的に実施されている」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、「相談員のレベル向上にはまだ時間がかかる見込み」「就学前の相談は受けられるが、ニーズに合う支援ができないのが現状」

等が挙がっていた。

一方、(1)個別の教育支援計画等を活用した一貫した支援の充実について、進展していない・未達成が23.7%であった。主な意見としては、「個別の指導計画は作成しており、引継ぎ等に活用しているが、個別の教育支援計画については作成に至っていない」等であった。

(5) **Ⅵ 専門性の高い人材の育成**

1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成のうち、(2)階層的研修の実施について、達成・進展しているが80.4%、(4)特別支援学校教諭免許状取得の促進について、達成・進展しているが71.9%と高かった。主な意見としては、1-(2)では、「ここ数年で、より多くの研修会が実施され、特別支援教育への理解が深まっている」等であった。1-(4)では、「特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習等が、以前に比べて様々な大学等で取得できるような環境整備が図られている」等であった。しかし、課題が残る点についての指摘もあり、1-(2)では、「管理職の意識はあくまでも学校の一部という感覚が持続しており、管理職育成の過程として、特別支援教育が計画的に位置づけられよう集中的な研修を実施する必要がある」等、1-(4)では、「認定講習の申し込みが極めて少ない」等が挙がっていた。

一方、1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成のうち、(1)専門的知識や基礎的スキルのある教員の確保について、進展していない・未達成が33.3%であった。

主な意見としては、「特別支援学校教諭免許状を有していない教員も指導に当たっているのが現状」「県全体の人事異動にも関わることであり、確保については、市町村や学校のみで達成できるものではない」等であった。

(6) **Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備**

3 特別支援学校の再編等のうち、(7)既設の県立特別支援学校の校名変更について、達成・進展しているが83.3%と高かった。主な意見としては、「校名変更の取組は進んでいる」であった。

一方、1 未設置地域への特別支援学校の配置及び整備について、(5)教職員の人事交流の推進について、進展していない・未達成が33.3%であった。主な意見としては、「今後も専門性の向上へ向けて、人事・指導が一体となって改善を図っていくことが重要である」であった。

(7) **Ⅷ 特別支援教育の理解啓発**

障害のある子ども等の自立・社会参加に係る理解啓発のうち、(3)特別支援学校の教育活動の公開について、達成・進展しているが73.4%と高かった。主な意見としては、「多くの学校で、授業公開が行われている」等であった。しかし、課題に関する指摘もあり、「授業公開日を増やすとよい」「オープンスクール的なことはできないか」等が挙がっていた。

一方、(2)教育委員会や学校のホームページの充実について、進展していない・未達成が12.5%、(5)居住地校交流の推進について、進展していない・未達成が10.9%であった。主な意見としては、(2)では、「もっと分かりやすい言葉でつくってほしい」「どこにどんな情報があるのか分かりにくい」等であった。(5)では、「各学期に1回程度の交流では理解促進は無理である」「交流が行われても、小・中学校の保護者までは理解の促進はできないのではないか」等であった。

* * *

群馬県特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- 一 現行の特別支援教育推進計画に基づく特別支援教育の実施内容に係る評価
- 二 次期特別支援教育推進計画策定のための必要な事項及び計画案の作成
- 三 その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 関係機関・団体の職員
- 三 学校関係者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項を調査させるためのワーキンググループを設置することができる。

(幹事)

第7条 委員会に幹事をおく。

- 2 幹事は、群馬県教育委員会事務局職員等から任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事項について委員を補佐する。

(任期等)

第8条 委員会の委員の任期は、平成29年5月11日より平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 この委員会の庶務は、群馬県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第10条 この委員会は、平成29年度群馬県特別支援教育総合推進事業運営会議^{*}を兼ねるものとし、特別支援教育総合推進事業に係る実施計画及び進捗状況、成果の普及に関することについて併せて検討する。

附則

1 この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

^{*}：平成29年度群馬県特別支援教育総合推進事業（以下「同事業」という。）運営会議設置要項（同事業実施要領3(1)の規定に基づくもの）により定められたもの

群馬県特別支援教育推進計画検討委員会名簿

○ 委員

NO	氏名	職業・公職等
1	倉林 和彦	幼稚園長会代表（高崎市立倉賀野幼稚園長）
2	林 和 高	小学校長会代表（みなかみ町立新治小学校長）
3	綿貫 知明	中学校長会代表（前橋市立第七中学校長）
4	石 淵 裕 則	特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会代表 （藤岡市立鬼石小学校長）
5	高 田 勉	高等学校長協会代表（県立前橋工業高等学校長）
6	萩原 泰広	特別支援学校長会代表（県立聾学校長）
7	石井 逸雄	都市教育長協議会代表（みどり市教育委員会教育長）
8	河内 修	市長会代表（太田市役所福祉子ども部障がい福祉課長）
9	山城 麻子	特別支援学校PTA協議会代表（県立盲学校PTA会長）
10	江村 恵子	群馬県手をつなぐ育成会長
11	生方 良作	群馬県身体障害者福祉団体連合会長
12	高 森 勉	群馬県自閉症協会会長
13	松 田 直	高崎健康福祉大学人間発達学部長 教授
14	今泉 友一	群馬県医師会代表（いまいずみ小児科院長）
15	加藤 有騎	群馬障害者職業センター所長
16	稲岡 隆之	群馬県発達障害者支援センター所長
17	北 爪 清	教育次長
18	小笠原 祐治	教育次長(指導)
19	野村 晃男	総合教育センター所長

○ 幹事

NO	氏名	職業・公職等
20	小林 啓一	健康福祉部障害政策課長
21	田中 序生	産業経済部労働政策課長
22	飯塚 裕之	(教)総務課長
23	田谷 昌也	(教)管理課長
24	上原 永次	学校人事課長
25	鈴木 佳子	義務教育課長
26	村山 義久	高校教育課長
27	野本 泉	教育事務所長代表（吾妻教育事務所長）
28	上原 篤彦	特別支援教育課長
29	阿部 秀明	特別支援教育課企画主監

第2期群馬県特別支援教育推進計画

平成30年2月発行

群馬県教育委員会事務局特別支援教育課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

T E L 027-226-4651

E-mail kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp
